

1 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」に係る
2 特定小売供給約款の特例認可等について
3

4 令和7年6月20日

5 電力・ガス取引監視等委員会事務局

6 総務課／取引監視課／ネットワーク事業監視課
7

8 (趣旨)

9 以下に記載する申請者から、2025年6月9日～11日付けで経済産業大臣宛てに、特定小
10 売供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の認可等を求める申請があ
11 り、資料3-1のとおり、経済産業大臣から意見の求めがあった。

12 これらに対する電力・ガス取引監視等委員会の回答について、ご審議いただく。

13
14 【申請者】

15 ○みなし小売電気事業者（10者）

- 16 ・北海道電力株式会社
- 17 ・東北電力株式会社
- 18 ・東京電力エナジーパートナー株式会社
- 19 ・中部電力ミライズ株式会社
- 20 ・北陸電力株式会社
- 21 ・関西電力株式会社
- 22 ・中国電力株式会社
- 23 ・四国電力株式会社
- 24 ・九州電力株式会社
- 25 ・沖縄電力株式会社

26
27 ○一般送配電事業者（10者）

- 28 ・北海道電力ネットワーク株式会社
- 29 ・東北電力ネットワーク株式会社
- 30 ・東京電力パワーグリッド株式会社
- 31 ・中部電力パワーグリッド株式会社
- 32 ・北陸電力送配電株式会社

- 33 ・ 関西電力送配電株式会社
- 34 ・ 中国電力ネットワーク株式会社
- 35 ・ 四国電力送配電株式会社
- 36 ・ 九州電力送配電株式会社
- 37 ・ 沖縄電力株式会社
- 38
- 39 ○ みなしガス小売事業者（1 者）
- 40 ・ 東邦瓦斯株式会社
- 41
- 42 ○ 一般ガス導管事業者（3 者）
- 43 ・ 東京ガスネットワーク株式会社
- 44 ・ 大阪ガスネットワーク株式会社
- 45 ・ 京葉ガス株式会社
- 46

47 1. 今回の申請（30件）の概要

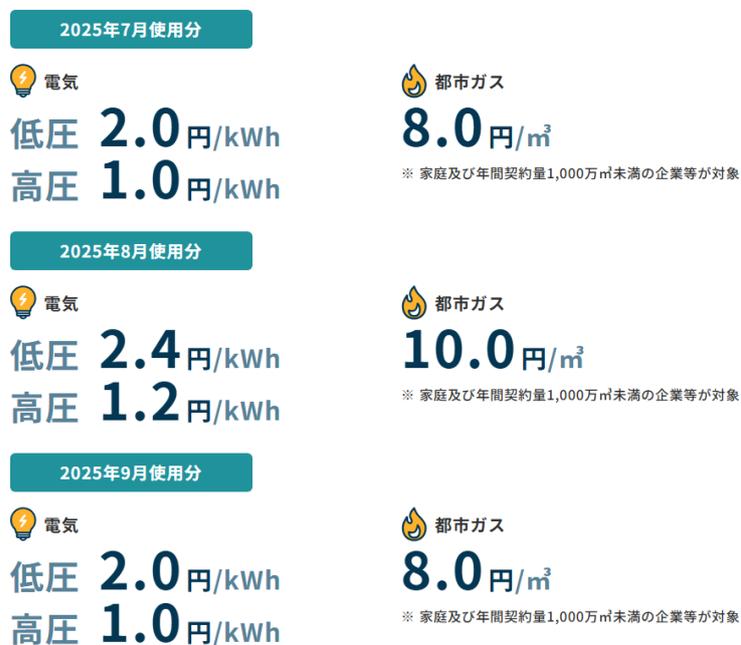
48 令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表さ
49 れた内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活
50 者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、電気・ガス料金の支援措置が実施されること
51 に伴い、電気事業法又はガス事業法の関係法令に基づき認可を受け又は届け出た約款の
52 遵守義務を負う事業者から、当該約款以外の供給条件の認可等を受けるための申請（下
53 記（1）及び（2））があったもの。

54 本件は、令和7年5月27日に一般会計予備費「電気・ガス料金負担軽減支援事業」が
55 閣議決定され、同日、石破内閣総理大臣から発表があったもの。

56

57

「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の概要



58



59

60

61

出典：資源エネルギー庁 電気・ガス料金支援HP

[\(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/\)](https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/)

62 (1) 電気

63 ①特定小売供給約款関係（みなし小売電気事業者）（10件）

64 電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条第4項の
65 規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第
66 21条第1項ただし書の規定により、特定小売供給約款により難い特別の事情がある場
67 合における供給条件の認可を受けるための申請

68

69 ②最終保障供給約款関係（沖縄を除く一般送配電事業者）（9件）

70 電気事業法（昭和39年法律第170号）第20条第2項ただし書の規定により、最終
71 保障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるため
72 の申請

73

74 ③離島等供給約款関係（中部、関西、四国を除く一般送配電事業者）（7件）

75 電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、離島等供給約款により難い特別の
76 事情がある場合における供給条件の承認を受けるための申請

77

78 (2) ガス

79 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係（みなしガス小売事業者）（1件）

80 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第4
81 項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧ガス事業
82 法第20条ただし書の規定により、指定旧供給区域等小売供給約款により難い特別の事
83 情がある場合における供給条件の認可を受けるための申請

84

85 ②最終保障供給約款関係（一般ガス導管事業者）（3件）

86 ガス事業法（昭和29年法律第51号）第51条第2項ただし書の規定により、最終保
87 障供給約款により難い特別の事情がある場合における供給条件の承認を受けるための
88 申請

89

90 **2. 申請に係る供給条件の概要**

91 (1) 電気

92 ①低圧

93 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間に使用される電
94 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従って算
95 出した燃料費調整単価から2.0円/kWhを差し引いた額とする。

96

97 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
98 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
99 って算出した燃料費調整単価から2.4円/kWhを差し引いた額とする。

100

101 令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
102 気について適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款及び離島等供給約款に従
103 って算出した燃料費調整単価から2.0円/kWhを差し引いた額とする。

104

105 ※定額制供給については、契約種別ごとに、特定小売供給約款及び離島等供給約款
106 に従って算出した燃料費調整単価から、特定小売供給約款及び離島等供給約款に
107 定める単価の算定諸元として用いられた販売電力量（みなしkWh）に、令和7年7
108 月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間は2.0円/kWh、令和7年
109 8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間は2.4円/kWh、令和7
110 年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間は2.0円/kWhを乗
111 じた額を差し引いた額とする。

112

113 ②高圧

114 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間に使用される電
115 気に適用となる燃料費調整単価は、特定小売供給約款、最終保障供給約款及び離島等
116 供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.0円/kWhを差し引いた額とする。

117

118 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電
119 気に適用となる燃料費調整単価については、特定小売供給約款、最終保障供給約款及
120 び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.2円/kWhを差し引いた額と
121 する。

122 令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電
123 気に適用となる燃料費調整単価については、特定小売供給約款、最終保障供給約款及
124 び離島等供給約款に従って算出した燃料費調整単価から1.0円/kWhを差し引いた額と
125 する。

126

127 (2) ガス

128 料金算定期間の末日が令和7年7月1日から7月31日に属する料金算定期間において
129 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料
130 金又は調整単位料金から8.0円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金と
131 する。

132

133 料金算定期間の末日が令和7年8月1日から8月31日に属する料金算定期間において
134 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料
135 金又は調整単位料金から10.0円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金
136 とする。

137

138 料金算定期間の末日が令和7年9月1日から9月30日に属する料金算定期間において
139 は、指定旧供給区域等小売供給約款及び最終保障供給約款に従って算出した基準単位料
140 金又は調整単位料金から8.0円/m³を引き下げた額を、基準単位料金又は調整単位料金と
141 する。

142

143 ※大阪ガスネットワークは、料金システム上、基準単位料金又は調整単位料金から直
144 接8.0円/m³又は10.0円/m³を引くことができないため、LNG価格やLPG価格の入力
145 値を調整することで値引き単価を調整するため端数が生じる。なお、当該端数につ
146 いても、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の対象となっている。

147

148 3. 約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

149 「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施について、電気・ガス料金の値引きを通
150 じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅
151 速に支援を届けるよう経済産業省から関係事業者に対する要請が行われたことを受け、
152 応急かつ暫定的な措置として本措置が必要。

153

154 4. 経済産業大臣への回答について

155 本申請（30件）の供給条件については、電気事業法等の該当条文の規定及びそれらの
156 審査基準に照らし、特別の事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支
157 えないものと考えられる。

158 これを踏まえ、資料3-2のとおり、委員会として、経済産業大臣が本申請に係る認可
159 等を行うことに異存はない旨、経済産業大臣に回答することとしたい。

160

161 参考：関係条文

162 (1) 電気

163 ①特定小売供給約款関係

164

165 ○旧電気事業法

166 第二十一条 一般電気事業者は、第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第
167 四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（第
168 二十三条第三項の規定による変更があつたときは、変更後のもの）又は第十九条
169 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、一般の需要
170 （特定規模需要を除く。）に応じ電気を供給してはならない。ただし、振替供給を
171 行うとき、及びその供給約款又は選択約款により難い特別の事情がある場合にお
172 いて、経済産業大臣の認可を受けた料金その他の供給条件（第二十三条第三項の
173 規定による変更があつたときは、その変更後のもの）により供給するときは、こ
174 の限りでない。

175

176 ○電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基
177 準等（平成28年3月28日制定）

178 第1 審査基準

179 (6) 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給
180 条件の認可

181 特定旧法第21条第1項ただし書の規定による特定小売供給約款以外の供給条
182 件の認可に係る審査基準については、同項に認可の基準が定められているところ
183 であり、より具体的には、例えば、次のような場合とする。

184 ① 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金
185 を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

186 ② 少数の需要等特殊な需要であることから、多くの需要家と一律の取引を行う
187 ことを前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味
188 な場合

189 ③ 予測し難い急激かつ大幅な経済変化に伴う原価の変動により、みなし小売電
190 気事業者に大幅な差益の発生が見込まれる場合において、応急的かつ暫定的
191 に料金の引下げを行う場合（燃料費調整制度によって調整される程度の原価
192 の変動による料金の変更を行う場合を除く。）

193 ②最終保障供給約款関係

194

195 ○電気事業法

196 第二十条 一般送配電事業者は、最終保障供給に係る供給条件について約款を定
197 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
198 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

199 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
200 「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つてはな
201 らない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合におい
202 て、経済産業大臣の承認を受けた供給条件により最終保障供給を行うときは、こ
203 の限りでない。

204 3・4（略）

205

206 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準（平成12年7月1日制
207 定）

208 第1 審査基準

209 （15）第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

210 第20条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に係る審査
211 基準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的
212 には、例えば、天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時
213 的に料金を割り引く等の措置を行う必要が生じた場合とする。

214

215 ③離島等供給約款関係

216

217 ○電気事業法

218 第二十一条 一般送配電事業者は、離島等供給に係る供給条件について約款を定
219 め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出なければならな
220 い。これを変更しようとするときも、同様とする。

221 2 一般送配電事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条において
222 「離島等供給約款」という。）以外の供給条件により離島等供給を行つてはならな
223 い。ただし、その離島等供給約款により難い特別の事情がある場合において、経
224 済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により離島供給を行うときは、
225 この限りでない。

226 3・4（略）

227

228 ○電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年7月1日制
229 定）

230 第1 審査基準

231 （17） 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認

232 第21条第2項ただし書の離島等供給約款以外の供給条件の承認に係る審査基
233 準については、同項に承認の基準が定められているところであり、より具体的に
234 は、例えば、次のような場合とする。

235 ① 天災地変による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
236 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

237 ② 需要の特殊性から、供給区域内の離島等の需要家と一律の取引を行うことを
238 前提としてあらかじめ約款という形式で定めることが困難又は無意味な場合

239 (2) ガス

240 ①指定旧供給区域等小売供給約款関係

241

242 ○旧ガス事業法

243 第二十条 一般ガス事業者は、第十七条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四
244 項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、変更後の供給約款）（第十
245 八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給約款）又は第十七条
246 第十二項の規定による届出をした選択約款以外の供給条件により、その供給区域
247 における一般の需要に応じガスを供給してはならない。ただし、大口供給を行う
248 場合においてその供給の相手方と合意したとき、又は特別の事情がある場合にお
249 いて経済産業大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

250

251 ○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審
252 査基準等（平成29年3月31日制定）

253 第1 審査基準

254 (6) 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可

255 特定旧法第20条ただし書の特別供給条件の認可に当たっては、例えば、災害
256 を受けた地域について緊急かつ臨時的に料金を割り引く必要が生じた場合、無ガ
257 ス地区に対するガスの普及のため、将来の需要を考慮して設置する本支管等につ
258 いて、将来その本支管等によりガスの供給を受けることとなる予定者も含めたガ
259 スの利用者から均等に工事負担金を徴収する場合、及び指定旧供給区域等小売供
260 給約款で定める熱量と異なる熱量でのガスを供給する必要がある場合など、一般
261 的な供給条件になじまない場合であるか否か、消費者利益の増進に資するか否
262 か、旧一般ガスみなしガス小売事業者の健全な発展に資するか否か、他のガスの
263 利用者への悪影響がないか否かを判断するものとする。

264 ②最終保障供給約款関係

265

266 ○ガス事業法

267 第五十一条 一般ガス導管事業者は、最終保障供給に係る料金その他の供給条件に
268 ついて約款を定め、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に届け出
269 なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

270 2 一般ガス導管事業者は、前項の規定による届出をした約款（以下この条におい
271 て「最終保障供給約款」という。）以外の供給条件により最終保障供給を行つては
272 ならない。ただし、その最終保障供給約款により難い特別の事情がある場合にお
273 いて、経済産業大臣の承認を受けた料金その他の供給条件により最終保障供給を
274 行うときは、この限りでない。

275 3・4（略）

276

277 ○ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平成12年10月2
278 日制定）

279 第1 審査基準

280 （17）法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認

281 法第51条第2項ただし書の最終保障供給約款以外の供給条件の承認に当たっ
282 ては、同項ただし書に基準が定められているところであり、例えば、以下のよう
283 な約款として定めるになじまない場合か否かを判断するものとする。

284 天災地変等による災害を受けた地域について、緊急に、かつ、臨時的に料金を
285 割り引く等の措置を行う必要が生じた場合

286

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025 年 6 月 11 日

北海道電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

北電販料企第1号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役
社長執行役員 齋藤 晋

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

特定小売供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年7月1日実施

北海道電力株式会社

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則3（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧

電力) (5), 供給約款 20 (臨時電力) (3)ロもしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)の電力量料金は, 供給約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表 (燃料費調整)

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、121,200 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 121,200 円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{円} - 80,800 \text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

ロ 本則2(適用期間)に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおり
といたします。

		2025年7月の検針日 から2025年8月の 検針日の前日までの 期間および2025年9 月の検針日から 2025年10月の検針 日の前日までの期間	2025年8月の検針日 から2025年9月の 検針日の前日までの 期間
		電 灯	10ワットまでの1灯につき
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	15円54銭		18円64銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	31円07銭		37円29銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	46円61銭		55円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	77円68銭		93円22銭
100ワットをこえる1灯につき50ワ ットまでごとに	38円84銭		46円61銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につ き		23円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器に つき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	10 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 08 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 08 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 13 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	28 銭 4 厘	56 銭 8 厘	1 円 13 銭 6 厘	1 円 70 銭 4 厘	56 銭 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 3 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電磁的方法等によりお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和7年8月分および 10月分	令和7年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月分および 10月分(※2)	令和7年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	7円 77銭	9円 32銭
		10W をこえ 20W まで	〃	7.768	15円 54銭	18円 64銭
		20W をこえ 40W まで	〃	15.536	31円 07銭	37円 29銭
		40W をこえ 60W まで	〃	23.304	46円 61銭	55円 93銭
		60W をこえ 100W まで	〃	38.840	77円 68銭	93円 22銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	38円 84銭	46円 61銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
		50VA をこえ 100VA まで	〃	23.202	46円 40銭	55円 68銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	23円 20銭	27円 84銭
臨時電灯A	50VA まで1日につき	1 契約	0.313	0円 63銭	0円 75銭	
	50VA をこえ 100VA まで1日につき	〃	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに1日につき	〃	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	6.260	12円 52銭	15円 02銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに1日につき	〃	6.260	12円 52銭	15円 02銭	
	臨時電力	0.5kW の場合1日につき	1 契約	—	(※3) 6円 58銭	(※3) 7円 90銭
	1kW 1日につき	1 kW	6.579	13円 16銭	15円 79銭	

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月分および 10月分(※2)	令和7年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
農事用電力 (脱穀調整用 電力)	0.5kW の場合 1日につき		1 契約	1.645	3 円 29 銭	3 円 95 銭
	1kW の場合 1日につき		〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
	2kW の場合 1日につき		〃	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	3kW の場合 1日につき		〃	9.868	19 円 74 銭	23 円 68 銭
	3kW 超過 1kW 増すごとに		〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2025年6月11日
北海道電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表(燃料費調整) 1(2)口(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	38.84	3.53
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11
(b) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	3.29	0.30
1キロワット	6.58	0.60
2キロワット	13.16	1.20
3キロワット	19.74	1.79
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	6.58	0.60
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき50ワットまで ごとに	46.61	4.24
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルト アンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1キロワット	7.89	0.72
2キロワット	15.79	1.44
3キロワット	23.68	2.15
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	7.89	0.72
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
ロ 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.284	0.026
1キロワット	0.568	0.052
2キロワット	1.136	0.103
3キロワット	1.704	0.155
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.568	0.052
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.173	0.016

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

東北電販戦第1号

2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

代表取締役社長 石山 一弘
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕）のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)

ハの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 20（臨時電力）(3)イ，供給約款 21（農事用電力）(2)ハもしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(1)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ，供給約款 16（従量電灯）(3)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(1)ハの電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定

された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300 \text{ 円} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025 年 3 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日までの期間	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間
2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの期間	2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力 B で、料金

の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、
または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合
は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費
調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
		電 灯	10ワットまでの1灯につき
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭		18円64銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭		37円29銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭		55円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭		93円22銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭		93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 円 63 銭	0 円 75 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	13 円 16 銭	15 円 79 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	6 円 58 銭	7 円 90 銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円84銭	14円21銭

(e) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワット増すごとに1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	76 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 52 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 05 銭 9 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 58 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 64 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 64 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 28 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 56 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 56 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	12 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	12 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 23 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 23 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 29 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力 B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	2 円 33 銭 2 厘
---------------------	--------------

ホ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに
1 日につき	32 銭 3 厘	64 銭 8 厘	1 円 29 銭 6 厘	1 円 94 銭 3 厘	64 銭 8 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	19 銭 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分および 10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年8月分および 10月分(※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	7円77銭	9円32銭
		20Wまで	〃	7.768	15円54銭	18円64銭
		40Wまで	〃	15.536	31円07銭	37円29銭
		60Wまで	〃	23.304	46円61銭	55円93銭
		100Wまで	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
		100W超過100Wまでごとに	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
	小型 機器	50VAまでの機器	1機器	11.601	23円20銭	27円84銭
		100VAまでの機器	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
		100VA超過100VAまでごとに	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
臨時電灯A	50VAまで1日につき	1契約	0.313	0円63銭	0円75銭	
	100VAまで1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭	
	100VA超過500VAまでの 100VAまでごとに1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭	
	500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭	
	1kVA超過3kVAまでの 1kVAまでごとに1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭	
臨時電力	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 6円58銭	(※3) 7円90銭	
	1kW1日につき	1kW	6.579	13円16銭	15円79銭	
農事用電力B (育苗温床用電力)	0.5kWの場合1日につき	1契約	—	(※3) 11円84銭	(※3) 14円21銭	
	1kW1日につき	1kW	11.842	23円68銭	28円42銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kWの場合1日につき	1契約	1.645	3円29銭	3円95銭	
	1kWの場合1日につき	〃	3.289	6円58銭	7円89銭	
	2kWの場合1日につき	〃	6.579	13円16銭	15円79銭	
	3kWの場合1日につき	〃	9.868	19円74銭	23円68銭	
	3kW超過1kW増すごとに 1日につき	〃	3.289	6円58銭	7円89銭	

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価ならびに別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	46.40	4.22
100 ボルトアンペアをこえる1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ500 ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	13.16	1.20
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	6.58	0.60
(ニ) 農事用電力 B (育苗温床用電力)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.68	2.15
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.84	1.08
(ホ) 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	3.29	0.30
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	6.58	0.60
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	13.16	1.20
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	19.74	1.79
契約電力 3 キロワットをこえ1 キロワット増すごとに 1 日につき	6.58	0.60
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
(ニ) 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	28.42	2.58
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14.21	1.29

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ホ) 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	3.95	0.36
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	7.89	0.72
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	15.79	1.44
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	23.68	2.15
契約電力 3 キロワットをこえ 1 キロワット 増すごとに 1 日につき	7.89	0.72
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
（イ） 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.765	0.070
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.529	0.139
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.059	0.278
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.588	0.417
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.647	0.695
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.285	0.208
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.568	0.415
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
（ロ） 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.233	0.112
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.233	0.112
（ハ） 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.296	0.118
（ニ） 農事用電力B（育苗温床用電力）		
契約電力1キロワット1日につき	2.332	0.212
（ホ） 農事用電力（脱穀調整用電力）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	0.323	0.029
契約電力1キロワットの場合1日につき	0.648	0.059
契約電力2キロワットの場合1日につき	1.296	0.118

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
契約電力3キロワットの場合1日につき	円 1.943	円 0.177
契約電力3キロワットをこえ1キロワット 増すごとに1日につき	0.648	0.059
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.197	0.018

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

エ経料発 7 第 1 号

令和 7 年 6 月 11 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力エナジーパートナー株式会社

代表取締役社長 山岸 桃子

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容および実施期間

1 適 用 範 囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、供給約款16（従量電灯）(3)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整

額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ，供給約款17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則6（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ニ，供給約款16（従量電灯）（3）ホ，供給約款17（臨時電灯）（2）ハ，供給約款17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款19（低圧電力）（5），供給約款20（臨時電力）（3）ロもしくは供給約款21（農事用電力）（3）の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は、別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合
平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{2 \text{ (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契

約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 本則2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} + \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回
る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上と
なる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{基準燃料費調整単価} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{(ホ)に定める特別措置の} \\ \text{燃 料 費 調 整 単 価} \end{array}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につ
き次のとおりといたします。

		令和7年7月の 検針日から令和7 年8月の検針日の 前日までの期間お よび令和7年9 月の検針日から令 和7年10月の検針 日の前日までの期 間	令和7年8月の 検針日から令和7 年9月の検針日の 前日までの期間
		電 灯	10ワットまでの1灯につき
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭		18円64銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭		37円29銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭		55円93銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭		93円22銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	77円68銭		93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき		23円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）
によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年7月の 検針日から令和7 年8月の検針日の 前日までの期間お よび令和7年9 月の検針日から令 和7年10月の検針 日の前日までの期 間	令和7年8月の 検針日から令和7 年9月の検針日の 前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の 検針日から令和7 年8月の検針日の 前日までの期間お よび令和7年9 月の検針日から令 和7年10月の検針 日の前日までの期 間	令和7年8月の 検針日から令和7 年9月の検針日の 前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力が3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aまたは供給約款附則5（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	71 銭 0 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 41 銭 8 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 83 銭 7 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 25 銭 5 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7 円 9 銭 2 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7 円 9 銭 2 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 11 銭 9 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 23 銭 7 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルト アンペアまでごとに	4 円 23 銭 7 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 7 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	11 銭 4 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	11 銭 4 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 14 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 14 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 20 銭 1 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	30銭0厘	60銭1厘	1円20銭1厘	1円80銭2厘	60銭1厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格ならびに1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省
令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和7年8月分 および 令和7年10月分	令和7年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	みなし kWh (※1)	令和7年8月分 および 令和7年10月分 (※2)	令和7年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10ワットまでの1灯につき	3.884	7円77銭	9円32銭
		10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	7.768	15円54銭	18円64銭
		20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	15.536	31円07銭	37円29銭
		40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	23.304	46円61銭	55円93銭
		60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	38.840	77円68銭	93円22銭
		100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	38.840	77円68銭	93円22銭
	小型 機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	11.601	23円20銭	27円84銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	23.202	46円40銭	55円68銭
		100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	23.202	46円40銭	55円68銭

契約種別	範囲	みなし kWh (※1)	令和7年8月分 および 令和7年10月分 (※2)	令和7年9月分 (※2)
		(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.313	0 円 63 銭	0 円 75 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	100 ボルトアンペアまでごとに			
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭	
臨時電力	契約電力 1 キロワット 1 日につき	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	—	(※3) 6 円 58 銭	(※3) 7 円 90 銭
農事用電力 (脱穀調整用電力)	契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	1.645	3 円 29 銭	3 円 95 銭
	契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
	契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	9.868	19 円 74 銭	23 円 68 銭
	契約電力が 3 キロワットをこえる場合 1 キロワットを増すごとに 1 日につき	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

※3 1 キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表(燃料費調整)2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1 灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1 灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1 灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100 ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器に つき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき100ボルトアンペアまでごと に	46.40	4.22

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 臨時電灯 A 1日につき 総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(c) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力 0.5キロワット	3.29	0.30
1キロワット	6.58	0.60
2キロワット	13.16	1.20
3キロワット	19.74	1.79
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	6.58	0.60
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯 10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
(b) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(c) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
(d) 農事用電力 (脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1キロワット	7.89	0.72
2キロワット	15.79	1.44
3キロワット	23.68	2.15
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	7.89	0.72
b 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表(燃料費調整)2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4.237	0.385
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.057	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.201	0.109
ニ 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.300	0.027
1キロワット	0.601	0.055
2キロワット	1.201	0.109
3キロワット	1.802	0.164
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.601	0.055
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.183	0.017

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年6月11日

中部電力ミライズ株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

事 戦 本 第 2 号

2025年 6 月 11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力ミライズ株式会社

代表取締役
社長執行役員 神谷 泰範

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)、供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）(1)、供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロもしくは供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）（1）の電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款 21（農事用電力）（2）ニ（イ），供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1），供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）（2）もしくは供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）（2）の料金または供給約款 16（従量電灯）（2）ニ，（3）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ハ，（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ニ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（1）ハ，（2）ニ（ロ）もしくは供給約款附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）（3）の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0275$$

$$\beta = 0.4792$$

$$\gamma = 0.4275$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (45,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、68,900円以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 68,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、68,900円といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (68,900 \text{ 円} - 45,900 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまで ごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について，特別措置の燃料費調整単価は，1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
20 ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	9円28銭	11円14銭
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	13円92銭	16円71銭

(c) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(d) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭

(e) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円84銭	14円21銭
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭

(f) 供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間お よび2025年9 月の検針日か ら2025年10月 の検針日の前 日までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

- (イ) 定額電灯，公衆街路灯 A および供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および供給約款附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯 A，供給約款附則 5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）および供給約款附則 6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その 1 月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	90 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 81 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 62 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	5 円 43 銭 4 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	9 円 05 銭 7 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	9 円 05 銭 7 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 70 銭 5 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 円 41 銭 1 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	5 円 41 銭 1 厘

ロ 供給約款附則 3（定額電灯のお客さまについての特別措置）(1)の適用を受けているラジオの小型機器料金について、基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

20 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 08 銭 2 厘
20 ボルトアンペアをこえ 30 ボルトアンペアまでのラジオ 1 台につき	1 円 62 銭 4 厘

ハ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	7 銭 3 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	14 銭 6 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	14 銭 6 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 46 銭 0 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 46 銭 0 厘

ニ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円53銭5厘
-----------------	---------

ホ 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円76銭2厘
-----------------	---------

へ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	38銭4厘	76銭7厘	1円53銭5厘	2円30銭1厘	76銭7厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	23銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置

に関する省令第26条の規定にもとづく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款にもとづき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要性があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分および 2025年10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1) (c)	2025年8月分 および2025年10月分 (※2) (a)×(c)	2025年9月分 (※2) (b)×(c)
定額電灯 および公 衆街路灯 A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	7円77銭	9円32銭
		20Wまで	〃	7.768	15円54銭	18円64銭
		40Wまで	〃	15.536	31円07銭	37円29銭
		60Wまで	〃	23.304	46円61銭	55円93銭
		100Wまで	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
		100W超過 100Wまでごとに	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
	小型 機器	50VA まで	1機器	11.601	23円20銭	27円84銭
		100VA まで	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
		100VA 超過 100VA までごとに	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
定額電灯 (附則)	ラジオ	20VA まで	1台	4.640	9円28銭	11円14銭
		30VA まで	〃	6.961	13円92銭	16円71銭
臨時電灯A		50VA まで1日につき	1契約	0.313	0円63銭	0円75銭
		100VA まで1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭
		500VA 超過 1kVA まで1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭

臨時電力	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)6 円 58 銭	(※3)7 円 90 銭
	1 kW 1 日につき	〃	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
農事用電力 B	0.5kW の場合 1 日につき	1 契約	—	(※3)11 円 84 銭	(※3)14 円 21 銭
	1 kW 1 日につき	〃	11.842	23 円 68 銭	28 円 42 銭
農事用電力 (附則)	0.5kW 1 日につき	1 契約	1.645	3 円 29 銭	3 円 95 銭
	1 kW 1 日につき	〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
	2 kW 1 日につき	〃	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	3 kW 1 日につき	〃	9.868	19 円 74 銭	23 円 68 銭
	3 kW 超過 1 kW を増すごとに 1 日につき	〃	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。
- ※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

2025年6月11日

中部電力ミライズ株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ燃料費調整単価等を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価および2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	46.40	4.22

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	9.28	0.84
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	13.92	1.27
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B 契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11.84	1.08
契約電力1キロワット1日につき	23.68	2.15
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	3.29	0.30
1キロワット	6.58	0.60
2キロワット	13.16	1.20
3キロワット	19.74	1.79
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	6.58	0.60
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用する特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
a 定額制供給の場合		
(a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットま での1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	55.68	5.06

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(b) 供給約款附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置） （1）の適用を受けているラジオの小型機器料金		
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	11.14	1.01
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	16.71	1.52
(c) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(d) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(e) 農事用電力B 契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	14.21	1.29
契約電力1キロワット1日につき	28.42	2.58
(f) 供給約款附則7（農事用電力 〔脱穀調整需要〕のお客さまに ついての特別措置） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1キロワット	7.89	0.72
2キロワット	15.79	1.44
3キロワット	23.68	2.15
3キロワットをこえ1キ ロワットを増すごとに	7.89	0.72
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.905	0.082
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.812	0.165
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	3.623	0.329
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	5.434	0.494
60ワットをこえ100ワッ トまでの1灯につき	9.057	0.823
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	9.057	0.823
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1機器につき	2.705	0.246
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	5.411	0.492
100ボルトアンペアをこえ る1機器につき100ボルト アンペアまでごとに	5.411	0.492
ロ 供給約款附則3（定額電灯のお 客さまについての特別措置）(1) の適用を受けているラジオの小 型機器料金		
20ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	1.082	0.098
20ボルトアンペアをこえ 30ボルトアンペアまでの ラジオ1台につき	1.624	0.148

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ハ 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.073	0.007
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.146	0.013
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.146	0.013
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.460	0.133
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.460	0.133
ニ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.535	0.140
ホ 農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	2.762	0.251
ヘ 供給約款附則7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.384	0.035
1キロワット	0.767	0.070
2キロワット	1.535	0.140
3キロワット	2.301	0.209
3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	0.767	0.070
(2) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.233	0.021

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年6月11日

北陸電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営業運営統轄センター第3号

2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

富山県富山市牛島町15番1号
北陸電力株式会社
代表取締役社長
社長執行役員 松田 光司

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、

供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 20（臨時電力）(3)イ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(イ)、供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)イの料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ニ、供給約款 16（従量電灯）(3)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ニ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロ、供給約款 21（農事用電力）(1)ハ、供給約款 21（農事用電力）(2)ニ(ロ)もしくは供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）(2)ロの電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (79,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、119,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 119,700 円を上回る場合
平均燃料価格は、119,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基準燃料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (119,700 \text{ 円} - 79,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、
b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から2025年 8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から2025年 9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から2025年 10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 79,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間 および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0 円 63 銭	0 円 75 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	13円16銭	15円79銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	11円84銭	14円21銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	23円68銭	28円42銭

(e) 農事用電力（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	19円73銭	23円68銭
契約電力3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに 1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および農事用電力（脱穀調整需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A または供給約款附則 3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円3銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円3銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 8 銭 6 厘
---------------------	-------------

ニ 農事用電力 B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 95 銭 4 厘
---------------------	--------------

ホ 農事用電力（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1 日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 8 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分・10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2025年8月分・10月分	2025年9月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	7円 77銭	9円 32銭
		20W まで		7.768	15円 54銭	18円 64銭
		40W まで		15.536	31円 07銭	37円 29銭
		60W まで		23.304	46円 61銭	55円 93銭
		100W まで		38.840	77円 68銭	93円 22銭
		100W 超過 100W までごとに		38.840	77円 68銭	93円 22銭
	小型機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
		100VA までの機器		23.202	46円 40銭	55円 68銭
		100VA 超過 100VA までごとに		23.202	46円 40銭	55円 68銭
臨時電灯A		50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	0円 63銭	0円 75銭
		100VA まで 1日につき		0.626	1円 25銭	1円 50銭
		100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき		0.626	1円 25銭	1円 50銭
		500VA 超過 1kVA まで 1日 につき		6.260	12円 52銭	15円 02銭
		1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき		6.260	12円 52銭	15円 02銭
臨時電力		1kW 1日につき	1 kW	6.579	13円 16銭	15円 79銭
		0.5kW 1日につき		—	※3 6円 58銭	※3 7円 90銭

農事用電力B	1kW 1日につき	1kW	11.842	23円 68銭	28円 42銭
	0.5kW 1日につき		—	※3 11円 84銭	※3 14円 21銭
農事用電力 (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.645	3円 29銭	3円 95銭
	1kW 1日につき		3.289	6円 58銭	7円 89銭
	2kW 1日につき		6.578	13円 16銭	15円 79銭
	3kW 1日につき		9.867	19円 73銭	23円 68銭
	3kW 超過1kW 増すごとに 1日につき		3.289	6円 58銭	7円 89銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

請求の方法については、従前のおりでございます。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、四捨五入しております。

また、別表（燃料費調整）2(1)および(2)に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で、四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
定額制供給の場合 定額電灯および公衆街路灯A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットま での1灯につき	15.54	1.41	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットま での1灯につき	31.07	2.82	37.29	3.39

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	77.68	7.06	93.22	8.47
小型機器				
50ボルトアンペアまでの1 機器につき	23.20	2.11	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの1 機器につき	46.40	4.22	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトア ンペアまでごとに	46.40	4.22	55.68	5.06
臨時電灯A				
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.63	0.06	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.25	0.11	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	1.25	0.11	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトアンペ アまでの場合	12.52	1.14	15.02	1.37

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整 単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14	15.02	1.37
臨時電力				
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60	7.90	0.72
農事用電力B				
契約電力1キロワット1日につき	23.68	2.15	28.42	2.58
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.84	1.08	14.21	1.29
農事用電力（脱穀調整需要）				
契約電力0.5キロワット1日につき	3.29	0.30	3.95	0.36
契約電力1キロワット1日につき	6.58	0.60	7.89	0.72
契約電力2キロワット1日につき	13.16	1.20	15.79	1.44
契約電力3キロワット1日につき	19.73	1.79	23.68	2.15
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに1日につき	6.58	0.60	7.89	0.72
従量制供給の場合				
1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合	2.00	0.18	2.40	0.22

(2) 別表（燃料費調整） 2 (1)および(2)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914	0.174
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.828	0.348
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3.828	0.348
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.086	0.099
農事用電力B		
契約電力1キロワット1日につき	1.954	0.178
農事用電力（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワット1日につき	0.272	0.025
契約電力1キロワット1日につき	0.542	0.049

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
契約電力2キロワット1日につき	1.086	0.099
契約電力3キロワット1日につき	1.628	0.148
契約電力3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに 1日につき	0.542	0.049
従量制供給の場合 1キロワット時につき 特定小売供給約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を 受ける場合	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年6月11日

関西電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

関ソ発第3号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森 望

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。

(2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)、供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款附則4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）(2)、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款16（従量電灯）(2)ホ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款19（低圧電力）(5)、供給約款20（臨時電力）(3)ロ、供給約款21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）（4），供給約款 18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 17（臨時電灯）（1）ハ，供給約款 20（臨時電力）（3）イ，供給約款附則 4（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）（2），供給約款 16（従量電灯）（1）ニ，供給約款 16（従量電灯）（2）ホ，供給約款 17（臨時電灯）（2）ロ，供給約款 17（臨時電灯）（3）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（2）ロ，供給約款 18（公衆街路灯）（3）ハ，供給約款 19（低圧電力）（5），供給約款 20（臨時電力）（3）ロ，供給約款 21（農事用電力）（3）の電力量料金は，各供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整）1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (27,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 27,100 円を上回り，かつ，40,700 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 40,700 円を上回る場合
平均燃料価格は，40,700 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{基} \quad \quad \quad \text{準} \\ \text{燃料費調整単価} \end{array} = (40,700 \text{ 円} - 27,100 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(d) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，b の場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025 年 3 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日までの期間	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間
2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの期間	2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，a に準ずるものといたします。この場合，a にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたしま

す。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} - \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

【2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および
2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	3円29銭	6円58銭	13円16銭	19円74銭	6円58銭

【2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間】

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1日につき	3円95銭	7円89銭	15円79銭	23円68銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年 8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日まで の期間	2025年8月の検針日から2025年 9月の検針日の前日までの期間
最 低 料 金	1契約につき最 初の15キロワ ット時まで	30円00銭	36円00銭
電 力 量 料 金	上記をこえる1 キロワット時に つき	2円00銭	2円40銭

(b) (a) 以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力および農事用電力（脱穀調整用電力）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	64 銭 1 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 28 銭 2 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	2 円 56 銭 3 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	3 円 84 銭 6 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	6 円 40 銭 9 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	6 円 40 銭 9 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 円 91 銭 4 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの 1 機器につき	3 円 82 銭 8 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3 円 82 銭 8 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	10 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	10 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアン ペアまでの場合	1 円 03 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトア ンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 03 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 08 銭 6 厘
---------------------	--------------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ 1キロワットを増すごとに
1 日につき	27 銭 2 厘	54 銭 2 厘	1 円 08 銭 6 厘	1 円 62 銭 8 厘	54 銭 2 厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2 円 47 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	16 銭 5 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	16 銭 5 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等の掲示

当社は，1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および 1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置 に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)
特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)
特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 1 号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 7 年 4 月 22 日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 7 年 8 月分および令和 7 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.0 円（消費税等相当額を含む）を、令和 7 年 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.4 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第 26 条第 2 号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分および 10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1kWhにつき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年8月分および 10月分(※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯A	電 灯	10W まで	1 灯	3.884	7円 77銭	9円 32銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	15円 54銭	18円 64銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	31円 07銭	37円 29銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	46円 61銭	55円 93銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	77円 68銭	93円 22銭
		100W をこえる 100W までご とに		38.840	77円 68銭	93円 22銭
	小型機器	50VA まで	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	46円 40銭	55円 68銭
		100VA をこえる 100VA までご とに		23.202	46円 40銭	55円 68銭
臨時電灯A	50VA まで	1 契約 1 日に つき	0.313	0円 63銭	0円 75銭	
	50VA をこえ 100VA まで		0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	100VA をこえ 500VA までの場 合 100VA までごとに		0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	500VA をこえ 1kVA まで		6.260	12円 52銭	15円 02銭	
	1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに		6.260	12円 52銭	15円 02銭	
臨時電力	0.5kW の場合	1 契約	-	(※3) 6円 58銭	(※3) 7円 90銭	
	1kW の場合	1 日に つき	6.579	13円 16銭	15円 79銭	
農事用電力 (脱穀調整用電力)	0.5kW の場合	1 契約	1.645	3円 29銭	3円 95銭	
	1kW の場合	1 日に	3.289	6円 58銭	7円 89銭	
	2kW の場合	つき	6.579	13円 16銭	15円 79銭	

	3kW の場合		9.868	19 円 74 銭	23 円 68 銭
	3kW をこえ 1kW を増すごとに		3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
従量電灯 A	最初の 15kWh まで	1 契約	15.000	30 円 00 銭	36 円 00 銭
臨時電灯 B 公衆街路灯 B	15kWh 超過分	1kWh	1.000	2 円 00 銭	2 円 40 銭

- ※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしました。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	77.68	7.06

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23. 20	2. 11
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	46. 40	4. 22
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	46. 40	4. 22
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0. 63	0. 06
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1. 25	0. 11
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1. 25	0. 11
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	12. 52	1. 14
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	12. 52	1. 14

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	13.16	1.20
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	6.58	0.60
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.29	0.30
1 キロワット	6.58	0.60
2 キロワット	13.16	1.20
3 キロワット	19.74	1.79
3 キロワットをこえ 1 キロワ ットを増すごとに	6.58	0.60
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	30.00	2.73
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	2.00	0.18
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	2.00	0.18

(2)別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める 2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの 1 灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワット までの 1 灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワット までの 1 灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワット までの 1 灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワット までの 1 灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる 1 灯に つき100ワットまでごとに	93.22	8.47

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	55.68	5.06
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	15.02	1.37

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	15.79	1.44
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7.90	0.72
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1キロワット	7.89	0.72
2キロワット	15.79	1.44
3キロワット	23.68	2.15
3キロワットをこえ1キロワ ットを増すごとに	7.89	0.72
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワッ ト時まで	36.00	3.27
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	2.40	0.22
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	2.40	0.22

(3)別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	1.282	0.117
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	2.563	0.233
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	3.846	0.350
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	6.409	0.583
100ワットをこえる1灯に つき100ワットまでごとに	6.409	0.583

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1. 914	0. 174
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3. 828	0. 348
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペ アまでごとに	3. 828	0. 348
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0. 052	0. 005
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0. 103	0. 009
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0. 103	0. 009
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1. 033	0. 094
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1. 033	0. 094

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.086	0.099
(ニ) 農事用電力(脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.272	0.025
1 キロワット	0.542	0.049
2 キロワット	1.086	0.099
3 キロワット	1.628	0.148
3 キロワットをこえ 1 キロワットを増すごとに	0.542	0.049
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および 公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	2.475	0.225
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	0.165	0.015
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	0.165	0.015

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

2025年6月11日

中国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

販計 第11号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
代表取締役社長執行役員 中川 賢剛

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該電気特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の電気特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお客さまについての特別措置）（1）の料金または供給約款16（従量電灯）（2）ホ、供給約款17（臨時電灯）（3）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（3）ハ、供給約款19（低圧電力）（5）、供給約款20（臨時電力）（3）ロ、供給約款21（農事用電力）（1）ハ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（ロ）もしくは供給約款21（農事用電力）（3）ニ（ロ）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、供給約款15（定額電灯）（4）もしくは供給約款18（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）（1）ニ、供給約款17（臨時電灯）（1）ハ、供給約款17（臨時電灯）（2）ロ、供給約款18（公衆街路灯）（2）ロ、供給約款20（臨時電力）（3）イ、供給約款21（農事用電力）（2）ロ（イ）、供給約款21（農事用電力）（3）ニ（イ）もしくは供給約款附則3（農事用電灯のお

客さまについての特別措置) (1)の料金または供給約款 16 (従量電灯) (2)ホ、供給約款 17 (臨時電灯) (3)ロ、供給約款 18 (公衆街路灯) (3)ハ、供給約款 19 (低圧電力) (5)、供給約款 20 (臨時電力) (3)ロ、供給約款 21 (農事用電力) (1)ハ、供給約款 21 (農事用電力) (2)ロ(ロ)もしくは供給約款 21 (農事用電力) (3)ニ(ロ)の電力量料金は、供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については、供給約款に定めるところによるものいたします。

別 表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ 120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合
平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38円84銭	46円61銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭

総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭
---	--------	--------

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円73銭	23円68銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	26円31銭	31円57銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	32円89銭	39円47銭

(e) 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11円84銭	14円21銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限ります。）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	30円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2円00銭
		36円00銭
		2円40銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単

価の合計といたします。

- (ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B（脱穀調整需要）および農事用電力C（育苗・栽培需要）

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

- ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bまたは農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増しして適用する場合に限り）のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

- (1) 定額制供給の場合

- イ 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	82 銭 5 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

- ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘

総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 円 39 銭 7 厘
-----------------	--------------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	34銭9厘	69銭9厘	1円39銭7厘	2円09銭4厘	2円79銭3厘	3円49銭1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2 円 51 銭 5 厘
-----------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯A、臨時電灯B、公衆街路灯Bおよび農事用電灯（従量電灯Aの料金を10パーセント割増して適用する場合に限ります。）

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3 円 18 銭 5 厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21 銭 2 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 2 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価を当社のホームページ等でお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う 経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付 書類

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

添付書類 1

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和 7 年 4 月 22 日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気特定小売供給約款に基づき算定される令和 7 年 8 月分および令和 7 年 10 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.0 円（消費税等相当額を含む）を、令和 7 年 9 月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1 キロワット時につき 2.4 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項により電気特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

添付書類 2

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合（税込）

		2025年8月分および 10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合（税込）

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	2025年8月分および 10月分(※2)	2025年9月分 (※2)
				(※1)	(a) × (c)	(b) × (c)
				(c)		
定額電灯、 公衆街路灯 Aおよび農 事用電灯	電灯	10W まで	1 灯	3.884	7円 77銭	9円 32銭
		20W まで	〃	7.768	15円 54銭	18円 64銭
		40W まで	〃	15.536	31円 07銭	37円 29銭
		60W まで	〃	23.304	46円 61銭	55円 93銭
		100W まで	〃	38.840	77円 68銭	93円 22銭
		100W 超過 50W までごとに	〃	19.420	38円 84銭	46円 61銭
	小型 機器	50VA までの機器	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
		100VA までの機器	〃	23.202	46円 40銭	55円 68銭
		100VA 超過 50VA までごとに	〃	11.601	23円 20銭	27円 84銭
臨時電灯 A	50VA まで 1日につき	1 契約	0.313	63銭	75銭	
	100VA まで 1日につき	〃	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	〃	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	〃	6.260	12円 52銭	15円 02銭	
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA まで ごとに 1日につき	〃	6.260	12円 52銭	15円 02銭	
臨時電力	1kW1 日につき	1 契約	6.579	13円 16銭	15円 79銭	
	0.5kW の場合 1日につき	〃	—	(※3) 6円 58銭	(※3) 7円 90銭	
農事用電力 B (脱穀調整需要)	0.5kW1 日につき	1 契約	1.6445	3円 29銭	3円 95銭	
	1kW1 日につき	〃	3.289	6円 58銭	7円 89銭	
	2kW1 日につき	〃	6.578	13円 16銭	15円 79銭	
	3kW1 日につき	〃	9.867	19円 73銭	23円 68銭	
	4kW1 日につき	〃	13.156	26円 31銭	31円 57銭	
	5kW1 日につき	〃	16.445	32円 89銭	39円 47銭	

農事用電力C	1kW1日につき	1契約	11.842	23円 68銭	28円 42銭
(育苗・栽培需要)	0.5kWの場合1日につき	〃	—	(※3) 11円 84銭	(※3) 14円 21銭
従量電灯A、臨時電灯 B、公衆街路灯B、およ び農事用電灯(従量電灯 Aの料金を10パーセン ト割増しして適用する場 合)の最低料金部分	最初の15kWhまで	1契約	15.000	30円 00銭	36円 00銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- （1）別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間に使用される電気および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38.84	3.53

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23. 20	2. 11
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	46. 40	4. 22
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	23. 20	2. 11
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0. 63	0. 06
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1. 25	0. 11
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1. 25	0. 11
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	12. 52	1. 14
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	12. 52	1. 14

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	13.16	1.20
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	6.58	0.60
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	3.29	0.30
1 キロワット	6.58	0.60
2 キロワット	13.16	1.20
3 キロワット	19.73	1.79
4 キロワット	26.31	2.39
5 キロワット	32.89	2.99
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.68	2.15
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	11.84	1.08
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	30.00	2.73
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	2.00	0.18
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表(燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび 農事用電灯 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯に つき50ワットまでごとに	46.61	4.24

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	27.84	2.53
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	15.02	1.37

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	15.79	1.44
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7.90	0.72
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整用電力)		
1 日につき		
契約電力		
0.5 キロワット	3.95	0.36
1 キロワット	7.89	0.72
2 キロワット	15.79	1.44
3 キロワット	23.68	2.15
4 キロワット	31.57	2.87
5 キロワット	39.47	3.59
(ホ) 農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	28.42	2.58
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	14.21	1.29
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯 A、臨時電灯 B、公衆 街路灯 B および農事用電灯 (従量 電灯 A の料金を 10 パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1 契約につき最初の 15 キロワッ ト時まで	36.00	3.27
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時に つき	2.40	0.22
(ロ) (イ) 以外の場合		
1 キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯、公衆街路灯Aおよび農事用電灯		
電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	4.123	0.375

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
小型機器		
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.926	0.448
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペア までごとに	2.463	0.224
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペア までの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペア をこえ100ボルトアンペア までの場合	0.133	0.012
総容量が100ボルトアンペア をこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.133	0.012
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	1.329	0.121
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペア までの場合1キロボルトアンペ アまでごとに	1.329	0.121

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.397	0.127
(ニ) 農事用電力B(脱穀調整用電力)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1キロワット	0.699	0.064
2キロワット	1.397	0.127
3キロワット	2.094	0.190
4キロワット	2.793	0.254
5キロワット	3.491	0.317
(ホ) 農事用電力C(育苗・栽培需要)		
契約電力1キロワット1日につき	2.515	0.229
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯A、臨時電灯B、公衆 街路灯Bおよび農事用電灯(従量 電灯Aの料金を10パーセント割 増しして適用する場合)		
最低料金		
1契約につき最初の15キロワッ ト時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時に つき	0.212	0.019
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき	0.212	0.019

特定小売供給約款以外の供給条件
認可申請書

2025年6月11日

四国電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

リ統発令 7 第 1 号
2025 年 6 月 11 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

高松市丸の内 2 番 5 号
四国電力株式会社
取締役社長 宮本 喜弘
社長執行役員

平成 26 年改正法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 21 条第 1 項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月6日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款 16（従量電灯）(1)ニ、供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ、供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ、供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ、供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ、供給約款 19（低圧電力）(5)、供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは

差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款 15（定額電灯）(4)もしくは供給約款 18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款 16（従量電灯）(1)ニ，供給約款 17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款 17（臨時電灯）(2)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(2)ロ，供給約款 20（臨時電力）(3)イもしくは供給約款附則 4（農事用電力[脱穀調整用電力]のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款 16（従量電灯）(2)ホ，供給約款 17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款 18（公衆街路灯）(3)ハ，供給約款 19（低圧電力）(5)，供給約款 20（臨時電力）(3)ロもしくは供給約款 21（農事用電力）(3)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 (燃料費調整)

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0875$$

$$\beta = 0.0770$$

$$\gamma = 1.1770$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小

数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,000 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,000円を上回り、かつ、120,000円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が120,000円を上回る場合
平均燃料価格は、120,000円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,000 \text{円} - 80,000 \text{円}) \times \frac{2 \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、

a という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a という検針日は、応当日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円の場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38円84銭	46円61銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63 銭	75 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13 円 16 銭	15 円 79 銭

ただし、契約電力が0.5キロワットの場合は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力（脱穀調整用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	19円73銭	23円68銭
契約電力3キロワットをこえる場合1キロワットを増すごとに1日につき	6円58銭	7円89銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
		22円00銭	26円40銭
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで		
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は, 次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
		2円00銭	2円40銭
1キロワット時につき			

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は, (2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 (脱穀調整用電力)

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては，最低料金適用電力量までは，最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお，最低料金適用電力量とは，1契約につき最初の11キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は，各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	59銭8厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円19銭7厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円39銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円58銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円98銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	2円99銭1厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円78銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円57銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円78銭6厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	9銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	9銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	96銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	96銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円01銭3厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力（脱穀調整用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	25銭3厘	50銭6厘	1円01銭3厘	1円51銭9厘	50銭6厘

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯 A，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	1円69銭4厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	15銭4厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を，インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第 26 条の規定に基づく添付書類

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由
2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1. 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

2. 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(1) 従量電灯 A, 臨時電灯 B および公衆街路灯 B

対象	範囲	2025年8月分および10月分	2025年9月分
最低料金	1契約につき最初の11キロワット時まで	22円 00銭	26円 40銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2円 00銭	2円 40銭

(2) (1)以外の場合

	2025年8月分および10月分	2025年9月分
	(a)	(b)
1キロワット時につき	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年8月分および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	7円 77銭	9円 32銭
		10W をこえ 20W まで	1 灯	7.768	15円 54銭	18円 64銭
		20W をこえ 40W まで	1 灯	15.536	31円 07銭	37円 29銭
		40W をこえ 60W まで	1 灯	23.304	46円 61銭	55円 93銭
		60W をこえ 100W まで	1 灯	38.840	77円 68銭	93円 22銭
		100W をこえる 50W までごとに	1 灯	19.420	38円 84銭	46円 61銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
		50VA をこえ 100VA まで	1 機器	23.202	46円 40銭	55円 68銭
		100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	11.601	23円 20銭	27円 84銭
臨時電灯 A (1日につき)	総容量が 50VA まで	—	0.313	63銭	75銭	
	総容量が 50VA をこえ 100VA まで	—	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	総容量が 100VA をこえ 500VA までの 場合 100VA までごとに	—	0.626	1円 25銭	1円 50銭	
	総容量が 500VA をこえ 1kVA まで	—	6.260	12円 52銭	15円 02銭	
	総容量が 1kVA をこえ 3kVA までの 場合 1kVA までごとに	—	6.260	12円 52銭	15円 02銭	

臨時電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※3) 6円 58銭	(※3) 7円 90銭
	契約電力 1kW	—	6.579	13円 16銭	15円 79銭
脱穀調整用電力 (1日につき)	契約電力 0.5kW	—	—	(※4) 3円 29銭	(※4) 3円 95銭
	契約電力 1kW	—	3.289	6円 58銭	7円 89銭
	契約電力 2kW	—	—	(※4) 13円 16銭	(※4) 15円 79銭
	契約電力 3kW	—	—	(※4) 19円 73銭	(※4) 23円 68銭
	契約電力 3kW をこえ 1kW を増すごとに	—	—	(※4) 6円 58銭	(※4) 7円 89銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※3 契約電力 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。
- ※4 契約電力 1 kW の場合のみなし kWh に契約電力および(a)または(b)を乗じ、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行った特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間 および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
a 定額制供給の場合				
(a) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯				
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	15.54	1.41	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	31.07	2.82	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	46.61	4.24	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	77.68	7.06	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯 につき50ワットまでごとに	38.84	3.53	46.61	4.24

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間 および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
小型機器				
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23.20	2.11	27.84	2.53
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	46.40	4.22	55.68	5.06
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアン ペアまでごとに	23.20	2.11	27.84	2.53
(b) 臨時電灯 A				
1 日につき				
総容量が 50 ボルトアンペア までの場合	0.63	0.06	0.75	0.07
総容量が 50 ボルトアンペア をこえ 100 ボルトアンペア までの場合	1.25	0.11	1.50	0.14
総容量が 100 ボルトアンペア をこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペ アまでごとに	1.25	0.11	1.50	0.14
総容量が 500 ボルトアンペア をこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	12.52	1.14	15.02	1.37
総容量が 1 キロボルトアンペ アをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトア ンペアまでごとに	12.52	1.14	15.02	1.37
(c) 臨時電力				
契約電力 1 キロワット 1 日 につき	13.16	1.20	15.79	1.44
契約電力 0.5 キロワットの 場合 1 日につき	6.58	0.60	7.90	0.72

区分および単位	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の 前日までの期間 および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間		2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の 前日までの期間	
	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等 相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(d) 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力				
0.5キロワット	3.29	0.30	3.95	0.36
1キロワット	6.58	0.60	7.89	0.72
2キロワット	13.16	1.20	15.79	1.44
3キロワット	19.73	1.79	23.68	2.15
3キロワットをこえ1キロ ワットを増すごとに	6.58	0.60	7.89	0.72
b 従量制供給の場合				
(a) 従量電灯A，臨時電灯Bおよ び公衆街路灯B 最低料金				
1契約につき最初の11 キロワット時まで	22.00	2.00	26.40	2.40
電力量料金 上記をこえる1キロワッ ト時につき	2.00	0.18	2.40	0.22
(b) (a)以外の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18	2.40	0.22

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
(1) 定額制供給の場合		
イ 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
10ワットまでの1灯につき	0.598	0.054
10ワットをこえ20ワットまでの1灯 につき	1.197	0.109
20ワットをこえ40ワットまでの1灯 につき	2.393	0.218
40ワットをこえ60ワットまでの1灯 につき	3.589	0.326
60ワットをこえ100ワットまでの1灯 につき	5.982	0.544
100ワットをこえる1灯につき		
50ワットまでごとに	2.991	0.272
小 型 機 器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.786	0.162
50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの1機器につき	3.573	0.325
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	1.786	0.162
ロ 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.048	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ		
100ボルトアンペアまでの場合	0.097	0.009
総容量が100ボルトアンペアをこえ		
500ボルトアンペアまでの場合100 ボルトアンペアまでごとに	0.097	0.009
総容量が500ボルトアンペアをこえ		
1キロボルトアンペアまでの場合	0.964	0.088
総容量が1キロボルトアンペアをこえ		
3キロボルトアンペアまでの場合		
1キロボルトアンペアまでごとに	0.964	0.088
ハ 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.013	0.092

区分および単位	基準単価	消費税等 相当額
	円 銭厘	円 銭厘
ニ 農事用電力（脱穀調整用電力） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.253	0.023
1キロワット	0.506	0.046
2キロワット	1.013	0.092
3キロワット	1.519	0.138
3キロワットをこえ1キロワットを 増すごとに	0.506	0.046
(2) 従量制供給の場合		
イ 従量電灯A, 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 最低料金		
1契約につき最初の11キロワット 時まで	1.694	0.154
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	0.154	0.014
ロ イ以外の場合 1キロワット時につき	0.154	0.014

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料 第1号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤容治 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力株式会社

代表取締役
社長執行役員 池辺和弘

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（2025年2月7日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(1)ニ、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款20（臨時電力）(3)イ、供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ、

供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）(1)ニ，供給約款17（臨時電灯）(1)ハ，供給約款20（臨時電力）(3)イ，供給約款21（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは供給約款附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)の料金または供給約款16（従量電灯）(2)ニ，供給約款16（従量電灯）(3)ホ，供給約款17（臨時電灯）(2)ハ，供給約款17（臨時電灯）(3)ロ，供給約款18（公衆街路灯）(2)ニ，供給約款19（低圧電力）(5)，供給約款20（臨時電力）(3)ロ，供給約款21（農事用電力）(1)ハもしくは供給約款21（農事用電力）(2)ロ(ロ)の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものとしたします。

別 表

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合
平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準

燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、農事用電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

(d) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合1日につき	19円74銭	23円68銭
契約電力4キロワットの場合1日につき	26円32銭	31円58銭
契約電力5キロワットの場合1日につき	32円89銭	39円47銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A, 臨時電力および農事用電力 B (脱穀調整需要)

燃料費調整額は, (2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は, その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし, 従量電灯 A または供給約款附則 3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) の場合は, 最低料金の燃料費調整額は, 最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また, 電力量料金の燃料費調整額は, その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は, 平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は, 各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円29銭8厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1円58銭3厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭3厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭6厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	85銭4厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	85銭4厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	13銭6厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に揭示いたします。

(添付書類)

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第1号)

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10ワットまで	1灯	3.884	7円77銭	9円32銭
		10ワットをこえ20ワットまで	〃	7.768	15円54銭	18円64銭
		20ワットをこえ40ワットまで	〃	15.536	31円07銭	37円29銭
		40ワットをこえ60ワットまで	〃	23.304	46円61銭	55円93銭
		60ワットをこえ100ワットまで	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
		100ワットをこえる100ワット までごとに	〃	38.840	77円68銭	93円22銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	1機器	11.601	23円20銭	27円84銭
		50ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまで	〃	23.202	46円40銭	55円68銭
		100ボルトアンペアをこえる50 ボルトアンペアまでごとに	〃	11.601	23円20銭	27円84銭
臨時電灯A		総容量が50ボルトアンペアま での場合1日につき	1契約	0.313	0円63銭	0円75銭
		総容量が50ボルトアンペアを こえ100ボルトアンペアま での場合1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭
		総容量が100ボルトアンペアを こえ500ボルトアンペアま での場合100ボルトアンペアま でごとに1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭
		総容量が500ボルトアンペアを こえ1キロボルトアンペアま での場合1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭
		総容量が1キロボルトアンペ アをこえ3キロボルトアンペ アまでの場合1キロボルトア ンペアまでごとに1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	—	(※3) 6円58銭	(※3) 7円90銭
		1キロワット1日につき	1キロワット	6.579	13円16銭	15円79銭
農事用電力B (脱穀調整需要)		0.5キロワットの場合1日につき	1契約	1.645	3円29銭	3円95銭
		1キロワットの場合1日につき	〃	3.289	6円58銭	7円89銭
		2キロワットの場合1日につき	〃	6.579	13円16銭	15円79銭
		3キロワットの場合1日につき	〃	9.868	19円74銭	23円68銭
		4キロワットの場合1日につき	〃	13.158	26円32銭	31円58銭
		5キロワットの場合1日につき	〃	16.447	32円89銭	39円47銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1キロワットの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2025年6月11日
九州電力株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.29	0.30
1キロワット	6.58	0.60
2キロワット	13.16	1.20
3キロワット	19.74	1.79
4キロワット	26.32	2.39
5キロワット	32.89	2.99
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力		
0.5キロワット	3.95	0.36
1キロワット	7.89	0.72
2キロワット	15.79	1.44
3キロワット	23.68	2.15
4キロワット	31.58	2.87
5キロワット	39.47	3.59
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	0.854	0.078

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力 契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B（脱穀調整需要） 1日につき 契約電力		
0.5キロワット	0.224	0.020
1キロワット	0.449	0.041
2キロワット	0.898	0.082
3キロワット	1.346	0.122
4キロワット	1.795	0.163
5キロワット	2.243	0.204
ロ 従量制供給の場合 1キロワット時につき	0.136	0.012

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

令和7年6月11日

沖縄電力株式会社

特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

沖電販販企発第6号
令和7年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載したとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、特定小売供給約款（令和7年3月11日届出。ただし、当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は、変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、供給約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、供給約款15（定額電灯）(4)もしくは供給約款18（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、供給約款16（従量電灯）(4)、供給約款17（臨時電灯）(1)ハ、供給約款17（臨時電灯）(2)ロ、供給約款18（公衆街路灯）(2)ロもしくは供給約款22（臨時電力）(3)イの料金または供給約款19（業務用電力）(5)、供給約款20（低圧電力）(5)、供給約款21（高圧電力）

(1)ホ, 供給約款21 (高圧電力) (2)ニ, 供給約款22 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款23 (農事用電力) (3), 供給約款24 (自家発補給電力) (1)ハ, 供給約款24 (自家発補給電力) (2)ハもしくは供給約款25 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における, 供給約款15 (定額電灯) (4)もしくは供給約款18 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 供給約款16 (従量電灯) (4), 供給約款17 (臨時電灯) (1)ハ, 供給約款17 (臨時電灯) (2)ロ, 供給約款18 (公衆街路灯) (2)ロもしくは供給約款22 (臨時電力) (3)イの料金または供給約款19 (業務用電力) (5), 供給約款20 (低圧電力) (5), 供給約款21 (高圧電力) (1)ホ, 供給約款21 (高圧電力) (2)ニ, 供給約款22 (臨時電力) (3)ロ, 供給約款23 (農事用電力) (3), 供給約款24 (自家発補給電力) (1)ハ, 供給約款24 (自家発補給電力) (2)ハもしくは供給約款25 (予備電力) (3)の電力量料金は, 供給約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については, 供給約款に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(i) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、122,300円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が122,300円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間

b 託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

す。

- c 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 定額制供給の場合

- (a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	20円00銭	24円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭
	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯Aおよび臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27銭3厘
	高圧で供給を受ける場合	26銭3厘

3 燃料費調整単価等の揭示

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、特定小売供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、認可を申請する次第であります。

以上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和7年8月分および10月分	令和7年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	20 円 00 銭	24 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭
上記以外の場合 1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 00 銭	2 円 40 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 00 銭	1 円 20 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh	令和7年8月分および10月分	令和7年9月分
				(※1)	(※2)	(※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	7 円 77 銭	9 円 32 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	15 円 54 銭	18 円 64 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	31 円 07 銭	37 円 29 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	46 円 61 銭	55 円 93 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
		100 ワットをこえ 100 ワットまでごとに		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	小型 機器	50 ボルトアンペアまで	1 機器	11.601	23 円 20 銭	27 円 84 銭
		50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまで		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
		100 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでごとに		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh	令和7年8月分および10月分	令和7年9月分
			(※1)	(※2)	(※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	63 銭	75 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 6 円 58 銭	(※3) 7 円 90 銭
	1 キロワット 1 日につき	1kW	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

令和7年6月11日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(特定小売供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび平成26年改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第1項の規定にもとづき申請を行なった特定小売供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第28条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表 1 (燃料費調整額の算定) (2) ロ(ホ)に定める令和 7 年 7 月の
 検針日から令和 7 年 8 月の検針日の前日までの期間および令和 7 年
 9 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までの期間に使用
 される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	12.52	1.14
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯，臨時電灯 B，公衆街路灯 B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	20.00	1.82
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.00	0.18
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.00	0.18
高圧で供給を受ける場合	1.00	0.09

(2) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合	円	円
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	24.00	2.18
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	2.40	0.22
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.40	0.22
高圧で供給を受ける場合	1.20	0.11

(3) 別表 2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き	6.329	0.575
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以上

経済産業省

20250611資第11号
令和7年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第66条の10第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第1項ただし書に規定する特定小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

令和7年6月11日

北海道電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

北ネ企第8号
令和7年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細野 一 広

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和7年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(1)ロにもとづき燃料費調整額、加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 燃料費等調整

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表3（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月1日から 令和7年8月31日までの期間
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月1日から 令和7年9月30日までの期間
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月1日から 令和7年10月31日までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月1日 から令和7年8月 31日までの期間 および令和7年 10月1日から令 和7年10月31日 までの期間	令和7年9月1日 から令和7年9月 30日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭8厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価、加重平均市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を、電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和7年8月1日～令和7年 8月31日および令和7年10 月1日～令和7年10月31日	令和7年9月1日～令和7年 9月30日
1キロワット時につき	1円 00銭	1円 20銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和7年8月1日から令和7年10月31日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間および令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	1.00	0.09

ロ 令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	1.20	0.11

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき 高圧で供給する場合	0.188	0.017

最終保障供給特例承認申請書

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年6月11日

東北電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第1号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(1)にもとづき燃料費調整額、燃料費等調整用市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における燃料費等調整額は、最終保障供給約款別表2（燃料費等調整）(2)に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(i)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単

価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- c 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が83,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ}) \text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日 までの期間および2025年9 月の検針日から2025年10月 の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭0厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- 1 2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.00	円 0.09

- 2 2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.20	円 0.11

- 3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 0.190	円 0.017

最終保障供給特例承認申請書

令和7年6月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 7 第 2 号

令和 7 年 6 月 11 日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和7年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和7年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和7年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。

3 燃料費等調整

燃料費等調整とは、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表3（市場価格調整）（2）に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費等調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款15（最終保障電力A）（4）、最終保障供給約款16（最終保障電力B）（4）もしくは最終保障供給約款17（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は、最終保障供給約

款に定める燃料費等調整によらず，別表（燃料費等調整）1（4）によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費等調整）

別 表

別表（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.5425$$

$$\delta 2 = 0.4575$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - 49,800\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費等調整)2の基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{加重平均市場価格} - 12\text{円}64\text{銭}) \times \text{別表(燃料費等調整)3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年3月21日から令和7年6月20日までの期間	令和7年8月の料金に係る計量期間等
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年4月21日から令和7年7月20日までの期間	令和7年9月の料金に係る計量期間等
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年5月21日から令和7年8月20日までの期間	令和7年10月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年3月21日から令和7年6月20日までの期間	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年4月21日から令和7年7月20日までの期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年5月21日から令和7年8月20日までの期間	令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

(1) 各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(2)の場合を除き、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和7年8月の料金に係る計量期間等	20銭1厘
	令和7年9月の料金に係る計量期間等	24銭0厘
	令和7年10月の料金に係る計量期間等	28銭4厘

(2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間	20銭1厘
	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間	24銭0厘
	令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	28銭4厘

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費等調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格，別表（燃料費等調整）1（2）の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表（燃料費等調整）1（3）によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費等調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費等調整単価の 算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費等調整単価

		令和7年8月分および令和7年10月分	令和7年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った最終保障供給特例承認申請書（令和7年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和7年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㇀）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価および別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㇀）に定める令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.00	円 0.09

- (2) 別表（燃料費等調整）1（3）ロ（㇀）に定める令和7年9月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の 燃料費等調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 1.20	円 0.11

(3) 別表（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.190	0.017

(4) 別表（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表（燃料費等調整）3（1）により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和7年8月の料金に係る計量期間等	0.201	0.018
令和7年9月の料金に係る計量期間等	0.240	0.022
令和7年10月の料金に係る計量期間等	0.284	0.026
別表（燃料費等調整）3（2）により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間	0.201	0.018
令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間	0.240	0.022
令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	0.284	0.026

最終保障供給特例承認申請書

2025年6月11日

中部電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

本 営 発 第 4 号
2025年 6 月 11日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

名古屋市東区東新町1番地

中部電力パワーグリッド株式会社

代 表 取 締 役
社 長 執 行 役 員 清 水 隆 一

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(4)ロ、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(4)ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)ロの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力A）（4）ロ，最終保障供給約款 17（最終保障電力B）（4）ロまたは最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）ロの電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が負の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整単価が正の値となる場合は，別表（燃料費調整） 1（5）によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価算定用平均市場価格

1 キロワット時あたりの燃料費調整単価算定用平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約定単価の合計を、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）の数により除した額といたします。

なお、燃料費調整単価算定用平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} \\ \text{調 整 単 価} &= (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000} \\ &+ \text{別表 (燃料費調整) 3 の卸市場単価} - \text{別表 (燃料費調整) 4 の特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

(4) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および燃料費調整単価算定用平均市場価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

イ 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、ロおよびハの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025 年 3 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日までの期間	2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間
2025 年 4 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日までの期間	2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間
2025 年 5 月 1 日から 2025 年 7 月 31 日までの期間	2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間

ロ 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、ハの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。

ハ 契約種別ごとの契約電力が 500 キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価

適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費調整単価の絶対値を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭6厘
------------	-------

3 卸市場単価

卸市場単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{燃料費調整単価算定用平均市場価格} - 19 \text{円} 37 \text{銭}) \times 10.3 \text{パーセント}$$

4 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

5 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格、別表（燃料費調整）1(2)の各平均燃料価格算定期間における燃料費調整単価算定用平均市場価格および別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第28条第1号)

最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第28条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2025年 8月分 および10月分	2025年 9月分
1キロワット 時につき	高圧で供給を受け る場合	1円00銭	1円20銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第 20 条第 2 項の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2025 年 7 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）2 に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 4 位で、別表（燃料費調整）4 に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第 3 位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）2 に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.196	0.018

(2) 別表（燃料費調整）4 に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合		
2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の 検針日の前日までの期間および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日 の前日までの期間	1.00	0.09
2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の 検針日の前日までの期間	1.20	0.11

最終保障供給特例承認申請書

経企第1号

2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といい、最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

適用期間は、2025年8月1日から2025年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3)の電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 3（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 15(最終保障電力A) (4)、最終保障供給約款 16(最終保障電力B) (4)もしくは最終保障供給約款 17(最終保障予備電力) (3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整） 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表(燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (79,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年8月1日から2025年8月31日 までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年9月1日から2025年9月30日 までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年10月1日から2025年10月31日 までの期間

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が79,800円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年8月1日から 2025年8月31日までの 期間	2025年9月1日から 2025年9月30日までの 期間	2025年10月1日から 2025年10月31日までの 期間
1キロワット時 につき	1円00銭	1円20銭	1円00銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別添

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があると認め、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

	2025年8月1日から 2025年8月31日まで の期間	2025年9月1日から 2025年9月30日まで の期間	2025年10月1日から 2025年10月31日まで の期間
1キロワット時 につき	1円00銭	1円20銭	1円00銭

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により申請を行った最終保障供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分 および 単位	2025年8月1日から 2025年8月31日までの 期間		2025年9月1日から 2025年9月30日までの 期間		2025年10月1日から 2025年10月31日までの 期間	
	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額	特別措置 の燃料費 調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時 につき	1.00	0.09	1.20	0.11	1.00	0.09

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき	0.157	0.014

最終保障供給特例承認申請書

2025年6月11日

関西電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

関送企発 第1号

2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力送配電株式会社
代表取締役社長 白銀 隆之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適 用 範 囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適 用 期 間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 高圧で電気の供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、適用期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

3 燃 料 費 調 整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金におい

て、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表 2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款 16（最終保障電力）(1)ハ、(2)ハまたは最終保障供給約款 17（最終保障予備電力）(1)ハ、(2)ハの電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0045$$

$$\beta = 0.1974$$

$$\gamma = 1.0532$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (47,000 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 47,000 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整） 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの 期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの 期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの 期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 高圧で電気の供給を受ける場合で契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が47,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

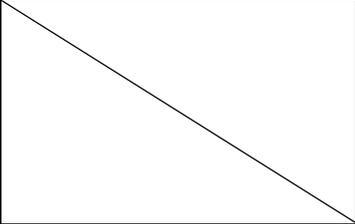
$$\text{燃料費調整単価} = (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 47,000 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} - (\text{ホ})\text{に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	10銭6厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に 基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給
を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

関西電力送配電株式会社

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による
最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含みます。）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		2025年8月分・ 10月分	2025年9月分
1キロワット時 につき	高圧で供給を受け る場合	1円 00銭	1円 20銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間実施。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき 2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	1.00	0.09
2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間	1.20	0.11

(2) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1キロワット時につき	0.106	0.010

最終保障供給特例承認申請書

2025 年 6 月 11 日

中国電力ネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

企 託 サ 第 6 号
2025 年 6 月 11 日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（スポット市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、最終保障供給約款16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は、最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{円}) \times \frac{\text{別表2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	17 銭 7 厘
------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 28 条の 規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

このたび、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

以上

2025年6月11日
中国電力ネットワーク株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(最終保障供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2025 年 7 月の検針日から 2025 年 8 月の検針日の前日までの期間 および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	1.00	0.09
2 (適用期間) に定める適用期間のうち 2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間 1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	1.20	0.11

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき 高圧で供給を受ける場合	0.177	0.016

最終保障供給特例承認申請書

令和7年6月11日

四国電力送配電株式会社

最終保障供給特例承認申請書

業計発第1号
令和7年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

高松市丸の内2番5号
四国電力送配電株式会社
代表取締役社長 社長執行役員 横井 郁夫

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（令和7年3月14日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 検針日が毎月1日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款 16（最終保障電力A）(3)、最終保障供給約款 17（最終保障電力B）(3)または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表2（市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調整単価によらず、最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における，最終保障供給約款 16（最終保障電力 A）（3），最終保障供給約款 17（最終保障電力 B）（3）または最終保障供給約款 18（最終保障予備電力）（3）の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（イ），（ロ）または（ハ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整） 1（2）ロ（ニ）により算定される場合は，別表（燃料費調整） 1（3）によって算定された燃料費調整額を加えるものいたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものいたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300\text{円}) \times \frac{2\text{の基準単価}}{1,000}$$

(p) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b およびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年7月の検針日から 令和7年8月の検針日の前日までの期間
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年8月の検針日から 令和7年9月の検針日の前日までの期間
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年9月の検針日から 令和7年10月の検針日の前日までの期間

b 当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月1日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円の場合
 燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
 燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－
 基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,300円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
 燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－
 (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭4厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 28 条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による 最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、電気最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書の規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

		令和7年8月分 および10月分	令和7年 9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を 受ける場合	1円00銭	1円20銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった最終保障供給特例承認申請書（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 1.00	円 銭 0.09

- (2) 別表（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 1.20	円 銭 0.11

- (3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭 厘 0.154	円 銭 厘 0.014

最終保障供給特例承認申請書

契託制第1号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により，次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2025年7月1日から2025年10月末日

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この電気最終保障供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、電気最終保障供給約款（2025年4月1日実施。以下「最終保障供給約款」といいます。ただし、当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)および(3)の場合を除き、令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(3)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)、16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

なお、最終保障供給約款別表5（単純平均市場価格調整）(2)に定める調整基準単価の算定にあたっては、本供給条件によって算定された燃料費調

整単価によらず，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間の最終保障供給約款における15（最終保障電力A）(4)，16（最終保障電力B）(4)または17（最終保障予備電力）(3)の電力量料金は，最終保障供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)，(ロ)または(ハ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ニ)により算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については，最終保障供給約款に定めるところによるものといたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、次の算式によって算定された値とい

たします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和 7 年 3 月 1 日から 令和 7 年 5 月 31 日までの期間	令和 7 年 7 月の検針日から 令和 7 年 8 月の検針日の前日 までの期間
令和 7 年 4 月 1 日から 令和 7 年 6 月 30 日までの期間	令和 7 年 8 月の検針日から 令和 7 年 9 月の検針日の前日 までの期間
令和 7 年 5 月 1 日から 令和 7 年 7 月 31 日までの期間	令和 7 年 9 月の検針日から 令和 7 年 10 月の検針日の前日 までの期間

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、c の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準

ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

- c 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（これらのお客さまに係る最終保障予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価} -$$

基準燃料費調整単価

- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} -$$

(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価

- a 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円00銭
------------	-------

- b 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	1円20銭
------------	-------

(3) 燃料費調整額

燃料費調整額は，その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	9銭8厘
------------	------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する

方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第28条の規定に基づく添付書類

- 1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款にもとづき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含みます。）を、令和7年9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第20条第2項ただし書きの規定により最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

(円)

		令和7年8月分および10月分	令和7年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1.00	1.20

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第20条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった電気最終保障供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき	1.00	0.09
b 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間 1キロワット時につき	1.20	0.11

(2) 別表2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	基 準 単 価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
1キロワット時につき	0.098	0.009

経済産業省

20250611資第11号
令和7年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第20条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

離島等供給特例承認申請書

令和7年6月11日

北海道電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

北 ネ 企 第 7 号
令和 7 年 6 月 11 日

経済産業大臣 武 藤 容 治 殿

札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 細 野 一 広

電気事業法第 21 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和 7 年 7 月 1 日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

(1) 低圧で供給を受ける場合

令和7年8月の料金に係る計量期間等から令和7年10月の料金に係る計量期間等までといたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

離島約款〔低圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6（深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置）(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯〔ドリーム8〕）(4)、離島約款〔低圧〕18（3時間帯別電灯〔eタイム3〕）(4)、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧〕21（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧〕22（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧〕23（農事用電力）(3)、離島約款〔低圧〕24

(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款〔低圧〕附則7(深夜電力Cのお客さまについての特別措置)(4)の電力量料金において燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

離島約款〔高圧〕の燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕別表2(燃料費等調整)(1)ロにもとづき燃料費調整額, 加重平均市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

離島約款〔低圧〕において, 2(適用期間)に定める適用期間における, 離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ, 離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(1)ホの料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ, 離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯〔ドリーム8〕)(4), 離島約款〔低圧〕18(3時間帯別電灯〔eタイム3〕)(4), 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ, 離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ, 離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ, 離島約款〔低圧〕21(低圧電力)(5), 離島約款〔低圧〕22(臨時電力)(3)ロ, 離島約款〔低圧〕23(農事用電力)(3), 離島約款〔低圧〕24(融雪用電力A〔ホットタイム19〕)(4), 離島約款〔低圧〕25(融雪用電力B〔ホットタイム22〕)(4), 離島約款〔低圧〕26(融雪用電力C〔ホットタイム19エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕27(融雪用電力D〔ホットタイム22エコ〕)(4), 離島約款〔低圧〕28(融雪用電力L〔ホットタイム22ロング〕)(4), 離島約款〔低圧〕附則3(深夜電力Dのお客さまについての特別措置)(2), 離島約款〔低圧〕附則6(深夜電力Aおよび深夜電力Bのお客さまについての特別措置)(2)もしくは離島約款

[低圧] 附則 7 (深夜電力 C のお客さまについての特別措置) (4) の電力量料金は、離島約款 [低圧] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (イ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (イ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 燃料費等調整

離島約款 [高圧] において、2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は、離島約款 [高圧] 別表 2 (燃料費等調整) (2) に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (ロ) a, b または c により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) 口 (ロ) d により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

6 そ の 他

その他の事項については、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定めるところによるものとしたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1874$$

$$\beta = 0.0899$$

$$\gamma = 1.0036$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合

(a) 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を上回り、かつ、121,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

iii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が121,200円を上回る場合

平均燃料価格は、121,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (121,200 \text{ 円} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) (a)以外の場合

i 1キロリットル当たりの平均燃料価格が80,800円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,800 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- ii 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (51,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 51,400 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (ρ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 低圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月の料金に係る計量 期間等
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月の料金に係る計量 期間等
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月の料金に係る計量 期間等

- b 高圧で供給を受ける場合

各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月1日から 令和7年8月31日までの期間
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月1日から 令和7年9月30日までの期間
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月1日から 令和7年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる
燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 +
e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,800 円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38円84銭	46円61銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

iv 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1契約につき	200円00銭	240円00銭

(b) 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が51,400円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋
eに定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -
基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 51,400 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 -
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間 および令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	67銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円34銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円68銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円02銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円70銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円35銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円00銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円00銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円00銭3厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日に

つき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	5 銭 4 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 8 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 8 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 8 銭 1 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 8 銭 1 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 1 3 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 7 円 2 7 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1 7 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	1 8 銭 8 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

(1) 低圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

当社は、別表（燃料費調整）1 (1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1 (2)によって算定された燃料費調整単価，加重平均市場価格調整単価ならびに離島ユニバーサルサービス調整単価によって算定した燃料費等調整単価を，電磁的方法等によりお知らせいたします。

(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○高圧で供給を受ける場合

	令和7年8月1日～令和7年 8月31日および令和7年10 月1日～令和7年10月31日	令和7年9月1日～令和7年 9月30日
1キロワット時につき	1円 00銭	1円 20銭

○低圧で供給を受ける場合で従量制供給のとき

	令和7年8月の料金に係る計 量期間等および令和7年10月 の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計 量期間等
	(a)	(b)
1キロワット時につき	2円 00銭	2円 40銭

○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月の料金に 係る計量期間等および 令和7年10月の料金に 係る計量期間等 (※2)	令和7年9月の料金に係 る計量期間等 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A			
電灯料金			
10Wまでの1灯につき	3.884	7円 77銭	9円 32銭
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	15円 54銭	18円 64銭
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	31円 07銭	37円 29銭
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	46円 61銭	55円 93銭
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	77円 68銭	93円 22銭
100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	19.420	38円 84銭	46円 61銭
小型機器料金			
50VAまでの1機器につき	11.601	23円 20銭	27円 84銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	46円 40銭	55円 68銭
100VAをこえる1機器につき50VAまで ごとに	11.601	23円 20銭	27円 84銭
臨時電灯A			
1日につき			
総容量が50VAまでの場合	0.313	63銭	75銭
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	0.626	1円 25銭	1円 50銭
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合	0.626	1円 25銭	1円 50銭
100VAまでごとに			
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	6.260	12円 52銭	15円 02銭
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合	6.260	12円 52銭	15円 02銭
1kVAまでごとに			
臨時電力			
契約電力1kW1日につき	6.579	13円 16銭	15円 79銭
契約電力0.5kWの場合1日につき	-	(※3) 6円 58銭	(※3) 7円 90銭
深夜電力A			
1契約につき	100.000	200円 00銭	240円 00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定に基づき申請を行なった離島等供給特例承認申請書（令和7年8月の料金に係る計量期間等から令和7年10月の料金に係る計量期間等までの期間実施）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	38.84	3.53
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
深夜電力 A		
1 契約につき	200.00	18.18

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	2.00	0.18

ロ 令和7年9月の料金に係る計量期間等

(イ) 定額制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	46.61	4.24
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53
臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
深夜電力 A		
1契約につき	240.00	21.82

(ロ) 従量制供給の場合

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	2.40	0.22

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ロ) e に定める特別措置の燃料費調整単価

イ 令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間および令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.00	0.09

ロ 令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
1 キロワット時につき	1.20	0.11

(3) 別表（燃料費調整）2に定める基準単価

イ 定額制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.671	0.061
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.342	0.122
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.683	0.244
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.025	0.366
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6.708	0.610
100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3.354	0.305
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.003	0.182
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.007	0.364
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2.003	0.182
臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.054	0.005
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	0.108	0.010
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.108	0.010
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1.081	0.098
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1.081	0.098
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.136	0.103
深夜電力A		
1契約につき	17.270	1.570

□ 従量制供給の場合

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
1 キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.173	0.016
高圧で供給を受ける場合	0.188	0.017

離島等供給特例承認申請書

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2025年6月11日

東北電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

東北電NWNWS企第2号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号
東北電力ネットワーク株式会社
代表取締役社長 高野 広充

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

別 紙

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「低圧離島約款」といいます。ただし、当該低圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「高圧離島約款」といいます。ただし、当該高圧離島約款が届出により変更された場合は、変更後のものをいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧離島約款の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

低圧離島約款の燃料費調整とは、低圧離島約款15（定額電灯）(4)もしくは低圧離島約款20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、低圧離島約款16（従量電灯）(1)ニ、低圧離島約款19（臨時電灯）(1)ハ、低圧離島約款24（臨時電力）(3)イもしくは低圧離島約款25（農事用電力）(2)ハによって算定された金額、低圧離島約款26（深夜電力）(1)ホにおける1契約についての金額、または低圧離島約款16（従量電灯）(2)ニもしくは(3)ホ、低圧離島約款17（時間帯別電灯）(1)ホもしくは(2)ホ、低圧離島約款18（季節別高負荷率電灯）(4)、低圧離島約款19（臨時電灯）(2)ハもしくは(3)ロ、低圧離島約款20（公衆街路灯）(2)ニ、低圧離島約款21（低圧高稼動契約）(5)、低圧離島約款22（低圧電力）(5)、低圧離島約款23（低圧季節別時間帯別電力）(4)、低圧離島約款24（臨時電力）(3)ロ、低圧離島約款25（農事用電力）(1)ハ、低圧離島約款26（深

夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5), 低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

高圧離島約款の燃料費調整とは, 高圧離島約款別表3(1)にもとづき燃料費調整額, 市場価格調整額および離島ユニバーサルサービス調整額によって燃料費等調整額を算定する場合において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

低圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における, 低圧離島約款 15 (定額電灯) (4)もしくは低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金, 低圧離島約款 16 (従量電灯) (1)ニ, 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (1)ハ, 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)イもしくは低圧離島約款 25 (農事用電力) (2)ハによって算定された金額, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (1)ホにおける1契約についての金額, または低圧離島約款 16 (従量電灯) (2)ニもしくは(3)ホ, 低圧離島約款 17 (時間帯別電灯) (1)ホもしくは(2)ホ, 低圧離島約款 18 (季節別高負荷率電灯) (4), 低圧離島約款 19 (臨時電灯) (2)ハもしくは(3)ロ, 低圧離島約款 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 低圧離島約款 21 (低圧高稼動契約) (5), 低圧離島約款 22 (低圧電力) (5), 低圧離島約款 23 (低圧季節別時間帯別電力) (4), 低圧離島約款 24 (臨時電力) (3)ロ, 低圧離島約款 25 (農事用電力) (1)ハ, 低圧離島約款 26 (深夜電力) (2)ニ, 低圧離島約款 27 (融雪用電力) (1)へもしくは(2)ニ, 低圧離島約款附則4 (深夜電力Cのお客さまについての特別措置) (4), 低圧離島約款附則5 (時間帯別電灯Sのお客さまについての特別措置) (5), 低圧離島約款附則6 (ピークシフト季節別時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)の電力量料金は, 低圧離島約款に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 燃料費等調整

高圧離島約款において, 2 (適用期間) に定める適用期間における燃料費等調整額は, 高圧離島約款別表3 (燃料費等調整) (2)に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1(2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 (燃料費調整) 1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については、低圧離島約款または高圧離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0259$$

$$\beta = 0.2563$$

$$\gamma = 0.8915$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧離島約款 15（定額電灯）、低圧離島約款 16（従量電灯）、低圧離島約款 19（臨時電灯）、低圧離島約款 20（公衆街路灯）、低圧離島約款 22（低圧電力）、低圧離島約款 24（臨時電力）または低圧離島約款 25（農事用電力）の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表（燃料費調整）2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、125,300 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 125,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、125,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (125,300\text{円} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (83,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 83,500\text{円}) \times \frac{\text{別表(燃料費調整)2の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日

をお知らせしたときは、d の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という検針日は、計量日といたします。

d 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a という各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円の場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 83,500 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ) に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前 日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯 につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワ ットまでの1灯につ き	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワ ットまでの1灯につ き	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワ ットまでの1灯につ き	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100 ワットまでの1灯につ き	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1 灯につき100ワット までごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアま での1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアを こえ100ボルトアン ペアまでの1機器につ き	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペア をこえる1機器につ き100ボルトアンペ アまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、
1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペ アまでの場合	0円63銭	0円75銭
総容量が50ボルトアンペ アをこえ100ボルトアンペ アまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペ アをこえ500ボルトアンペ アまでの場合100ボルトア ンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペ アをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアン ペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボ ルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット 1日につき	13円16銭	15円79銭

(d) 農事用電力B（育苗温床用電力）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
契約電力1キロワット 1日につき	23円68銭	28円42銭

(e) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前 日までの期間および 2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の 前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間
1契約につき	200円00銭	240円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日か ら2025年8月の検針日 の前日までの期間およ び2025年9月の検針日 から2025年10月の検針 日の前日までの期間	2025年8月の検針日か ら2025年9月の検針日 の前日までの期間	
1キロワット 時につき	低圧で供給を 受ける場合	2円00銭	2円40銭
	高圧で供給を 受ける場合	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A，臨時電力，農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整

単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円64銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円56銭8厘

ロ 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円23銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円23銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの

場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円29銭6厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（育苗温床用電力）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円33銭2厘
-----------------	---------

ホ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	19円69銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	19銭0厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表（燃料費調整）1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表（燃料費調整）1(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025年8月分 および10月分	2025年9月分
		(a)	(b)
1 キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2 円 00 銭	2 円 40 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 00 銭	1 円 20 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年8月分 および10月分 (※2)	2025年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 および公衆街路灯 A	電灯	10W まで	1 灯・ 1 月	3.884	7 円 77 銭	9 円 32 銭
		10W をこえ 20W まで		7.768	15 円 54 銭	18 円 64 銭
		20W をこえ 40W まで		15.536	31 円 07 銭	37 円 29 銭
		40W をこえ 60W まで		23.304	46 円 61 銭	55 円 93 銭
		60W をこえ 100W まで		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
		100W をこえ 100W までごとに		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	小型 機器	50VA まで	1 機 器・ 1 月	11.601	23 円 20 銭	27 円 84 銭
		50VA をこえ 100VA まで		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
		100VA をこえ 100VA までごとに		23.202	46 円 40 銭	55 円 68 銭
臨時電灯 A	総容 量	50VA まで	1 日	0.313	0 円 63 銭	0 円 75 銭
		50VA をこえ 100VA まで		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		100VA をこえ 500VA まで 100VA までごとに		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
		500VA をこえ 1kVA まで		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
		1kVA をこえ 3kVA まで 1kVA までご とに		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力		1kW につき	1 日	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
農事用電力 B (育苗温床用 電力)		1kW につき	1 日	11.842	23 円 68 銭	28 円 42 銭
深夜電力 A		1 契約	1 月	100.000	200 円 00 銭	240 円 00 銭

- ※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。
- ※2 小数点以下第 3 位で四捨五入して算定した。

以 上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき特例承認申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間適用。以下「本供給条件」といいます。）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価をもとに料金を算定し請求することといたしました。

なお、本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- 1 2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯料金		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	77.68	7.06
小型機器料金		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで の1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22
臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルト アンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	13.16	1.20
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	23.68	2.15
深夜電力 A		
1 契約につき	200.00	18.18
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	2.00	0.18
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.00	0.09

2 2025 年 8 月の検針日から 2025 年 9 月の検針日の前日までの期間

本供給条件別表（燃料費調整）1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	9.32	0.85
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	18.64	1.69
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	37.29	3.39
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	55.93	5.08
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	93.22	8.47
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	27.84	2.53
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	55.68	5.06
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	15.79	1.44
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	28.42	2.58
深夜電力 A		
1 契約につき	240.00	21.82
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	2.40	0.22
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.20	0.11

3 本供給条件別表（燃料費調整）2（基準単価）に定める基準単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯料金		
10 ワットまでの 1 灯につき	0.765	0.070
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1.529	0.139
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3.059	0.278
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4.588	0.417
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	7.647	0.695
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワットまでごとに	7.647	0.695
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2.285	0.208
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4.568	0.415
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	4.568	0.415
臨時電灯 A		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.062	0.006
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.123	0.011
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.123	0.011

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1. 233	0. 112
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1. 233	0. 112
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1. 296	0. 118
農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2. 332	0. 212
深夜電力 A		
1 契約につき	19. 690	1. 790
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0. 197	0. 018
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0. 190	0. 017

離島等供給特例承認申請書

令和7年6月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

離島等供給特例承認申請書

経料発7第1号

令和7年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力パワーグリッド株式会社

代表取締役社長 金子 禎則

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和7年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」）といいますが、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)の場合を除き、令和7年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和7年10月の料金に係る計量期間等の終期までといたします。
- (2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、令和7年8月1日から令和7年10月31日までといたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(3)ホ、離島約款〔低圧用〕17（季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(2)ハ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)ニ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契

約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 4 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 4 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホもしくは離島約款 [低圧用] 附則 5 (深夜電力 B のお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金において, 燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 燃料費等調整

燃料費等調整とは, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (ベーシックプラン) (5), 離島約款 [高圧用] 20 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 23 (予備電力) (3)の電力量料金において, 燃料費等調整額を加えることをいいます。

5 料 金

(1) 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [低圧用] 15 (定額電灯) (4)もしくは離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (1)ニ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (1)ハもしくは離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)イの料金または離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 16 (従量電灯) (3)ホ, 離島約款 [低圧用] 17 (季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 18 (ピーク抑制型季節別時間帯別電灯) (5), 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (2)ハ, 離島約款 [低圧用] 19 (臨時電灯) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 20 (公衆街路

灯) (2)ニ, 離島約款 [低圧用] 21 (低圧高負荷契約) (5), 離島約款 [低圧用] 22 (低圧電力) (5), 離島約款 [低圧用] 23 (臨時電力) (3)ロ, 離島約款 [低圧用] 24 (農事用電力) (3), 離島約款 [低圧用] 附則 4 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (1)ホ, 離島約款 [低圧用] 附則 4 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (2)ホもしくは離島約款 [低圧用] 附則 5 (深夜電力Bのお客さまについての特別措置) (4)の電力量料金は, 離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (2)ロ(イ), (ロ)または(ハ)により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし, 燃料費調整単価が別表 I (燃料費調整) 1 (2)ロ(ニ)により算定される場合は, 別表 I (燃料費調整) 1 (3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 2 (適用期間) に定める適用期間における, 離島約款 [高圧用] 15 (業務用季節別時間帯別電力) (5), 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 16 (高圧季節別時間帯別電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 17 (業務用電力) (5), 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (1)ニ, 離島約款 [高圧用] 18 (高圧電力) (2)ホ, 離島約款 [高圧用] 19 (ベーシックプラン) (5), 離島約款 [高圧用] 20 (臨時電力) (3), 離島約款 [高圧用] 21 (農事用電力) (3), 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (1)ハ, 離島約款 [高圧用] 22 (自家発補給電力) (2)ハもしくは離島約款 [高圧用] 23 (予備電力) (3)の電力量料金は, 離島約款 [高圧用] に定める燃料費等調整によらず, 別表 II (燃料費等調整) 1 (4)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

6 そ の 他

その他の事項については, 離島約款 [低圧用] および離島約款 [高圧用] に定めるところによるものといたします。

別表 I (燃料費調整)

別表 I

別表 I (燃料費調整)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0048$$

$$\beta = 0.3827$$

$$\gamma = 0.6584$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力，臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、129,200円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が129,200円を上回る場合

平均燃料価格は、129,200円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (129,200\text{円} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (86,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 86,100\text{円}) \times \frac{\text{別表 I (燃料費調整) 2 の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定

に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年8月の料金に係る計量期間等
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年9月の料金に係る計量期間等
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年10月の料金に係る計量期間等

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円の場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃 料 費
調 整 単 価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が86,100円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費
調 整 単 価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6円58銭	7円90銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	71銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円41銭8厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円83銭7厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円25銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円09銭2厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円09銭2厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円11銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円23銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円23銭7厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭4厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭4厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円14銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円14銭3厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円20銭1厘
-----------------	---------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭3厘
------------	-------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅰ（燃調費調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別表Ⅱ（燃料費等調整）

別表Ⅱ

別表Ⅱ（燃料費等調整）

1 燃料費等調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格の単位は、100円とし、その端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0030$$

$$\beta = 0.3489$$

$$\gamma = 0.7318$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 加重平均市場価格

1キロワット時当たりの加重平均市場価格は、スポット市場価格にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、加重平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{加重平均市場価格} = D \times \delta 1 + E \times \delta 2$$

D = 各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

E = 各加重平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格

$$\delta 1 = 0.5425$$

$$\delta 2 = 0.4575$$

なお、各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 燃料費等調整単価

イ 基準となる燃料費等調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費等調整単価（以下「基準燃料費等調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費等調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\begin{aligned} \text{基準燃料費等} &= (\text{平均燃料価格} - 49,800\text{円}) \times \frac{\text{別表II (燃料費等調整) 2の基準燃料単価}}{1,000} \\ \text{調整単価} &+ (\text{加重平均市場価格} - 12\text{円}64\text{銭}) \times \text{別表II (燃料費等調整) 3の基準市場単価} \end{aligned}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各加重平均市場価格算定期間の加重平均市場価格によって算定された基準燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対

応する基準燃料費等調整単価適用期間は、bの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年3月21日から令和7年6月20日までの期間	令和7年8月の料金に係る計量期間等
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年4月21日から令和7年7月20日までの期間	令和7年9月の料金に係る計量期間等
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年5月21日から令和7年8月20日までの期間	令和7年10月の料金に係る計量期間等

b 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間および各加重平均市場価格算定期間に対応する基準燃料費等調整単価適用期間は、aにかかわらず、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	加重平均市場価格算定期間	基準燃料費等調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年3月21日から令和7年6月20日までの期間	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年4月21日から令和7年7月20日までの期間	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年5月21日から令和7年8月20日までの期間	令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費等調整単価

(イ) 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

燃料費等調整単価 = 基準燃料費等調整単価 - (ロ)に定める特別措置の燃料費等調整単価

(ロ) 特別措置の燃料費等調整単価

特別措置の燃料費等調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等	令和7年9月の料金に係る計量期間等
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(4) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(3)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

2 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	19銭0厘
------------	-------

3 基準市場単価

基準市場単価は、加重平均市場価格が1円変動した場合の値とし、燃料費等調整単価適用期間ごとに定めます。

(1) 各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(2)の場合を除き、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和7年8月の料金に係る計量期間等	20銭1厘
	令和7年9月の料金に係る計量期間等	24銭0厘
	令和7年10月の料金に係る計量期間等	28銭4厘

(2) 高圧で電気の供給を受ける場合で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各燃料費等調整単価適用期間に対応する基準市場単価は、(1)にかかわらず、次のとおりといたします。

	燃料費等調整単価適用期間	基準市場単価
1キロワット時につき	令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間	20銭1厘
	令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間	24銭0厘
	令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	28銭4厘

4 燃料費等調整単価等のお知らせ

当社は、別表Ⅱ（燃料費等調整）1（1）の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格，別表Ⅱ（燃料費等調整）1（2）の各加重平均市場価格算定期間における1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格および毎日午前8時から午後4時までの1キロワット時当たりの単純平均スポット市場価格ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）によって算定された燃料費等調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価または燃料費等調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

2 特別措置の燃料費調整単価および 燃料費等調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価の算出根拠

1 特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和7年8月分および令和7年10月分	令和7年9月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月分および令和7年10月分 (※2)	令和7年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884kWh	7円77銭	9円32銭
		20Wまで	1灯	7.768kWh	15円54銭	18円64銭
		40Wまで	1灯	15.536kWh	31円07銭	37円29銭
		60Wまで	1灯	23.304kWh	46円61銭	55円93銭
		100Wまで	1灯	38.840kWh	77円68銭	93円22銭
		100W超過 100Wまでごとに	1灯	38.840kWh	77円68銭	93円22銭
	小型機器	50VA までの機器	1機器	11.601kWh	23円20銭	27円84銭
		100VA までの機器	1機器	23.202kWh	46円40銭	55円68銭
		100VA 超過 100VAまでごとに	1機器	23.202kWh	46円40銭	55円68銭

臨時電灯A	50VA まで1日につき	1 契約	0.313kWh	63 銭	75 銭
	100VA まで1日につき	1 契約	0.626kWh	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	100VA 超過 500VA まで100VA までごとに1日につき	1 契約	0.626kWh	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	500VA 超過 1 kVA まで1日につき	1 契約	6.260kWh	12 円 52 銭	15 円 02 銭
	1 kVA 超過 3 kVA まで1 kVA までごとに1日につき	1 契約	6.260kWh	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力	1 kW 1 日につき	1 kW	6.579kWh	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	0.5kW の場合1日につき (※3)	1 契約	—	6 円 58 銭	7 円 90 銭

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

2 特別措置の燃料費等調整単価

		令和7年8月分および令和7年10月分	令和7年9月分
1キロワット時につき	高圧で供給を受ける場合	1 円 00 銭	1 円 20 銭

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき申請を行った離島等供給特例承認申請書（令和7年8月の料金に係る計量期間等の始期から令和7年10月の料金に係る計量期間等の終期までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価および燃料費等調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表Ⅰ（燃料費調整）1（2）ロ（ホ）に定める特別措置の燃料費調整単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める特別措置の燃料費等調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表Ⅰ（燃料費調整）2に定める基準単価、別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価ならびに別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

- (1) 別表 I (燃料費調整) 1(2)ロ(ホ)に定める令和 7 年 8 月の料金に係る計量期間等および令和 7 年 10 月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの 1 灯につき	7.77	0.71
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	15.54	1.41
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	31.07	2.82
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	46.61	4.24
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	77.68	7.06
100 ワットをこえる 1 灯につき 100 ワット までごとに	77.68	7.06
小型機器		
50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	23.20	2.11
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペ アまでの 1 機器につき	46.40	4.22
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき		
100 ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボル トアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボル トアンペアまでの場合 100 ボルトアンペア までごとに	1.25	0.11
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロ ボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キ ロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルト アンペアまでごとに	12.52	1.14

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.00	0.18

(2) 別表I(燃料費調整)1(2)ロ(ホ)に定める令和7年9月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワット までごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	55.68	5.06
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	1.50	0.14

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	2.40	0.22

(3) 別表I (燃料費調整) 2に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.710	0.065
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.418	0.129
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.837	0.258
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4.255	0.387
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7.092	0.645
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7.092	0.645
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.119	0.193
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4.237	0.385
100ボルトアンペアをこえる1機器につき		
100ボルトアンペアまでごとに	4.237	0.385

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
(ロ) 臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.057	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.114	0.010
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.114	0.010
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1.143	0.104
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでごとに	1.143	0.104
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.201	0.109
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.183	0.017

(4) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和7年8月の料金に係る計量期間等および令和7年10月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	1.00	0.09

(5) 別表Ⅱ（燃料費等調整）1（3）ロ（ロ）に定める令和7年9月の料金に係る計量期間等に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費等調整単価

単位	特別措置の燃料費等調整単価	消費税等相当額
	円	円
1 キロワット時につき	1.20	0.11

(6) 別表Ⅱ（燃料費等調整）2に定める基準燃料単価

単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円	円
1キロワット時につき	0.190	0.017

(7) 別表Ⅱ（燃料費等調整）3に定める基準市場単価

単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円	円
別表Ⅱ（燃料費等調整）3(1)により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和7年8月の料金に係る計量期間等	0.201	0.018
令和7年9月の料金に係る計量期間等	0.240	0.022
令和7年10月の料金に係る計量期間等	0.284	0.026
別表Ⅱ（燃料費等調整）3(2)により基準市場単価を定める場合		
1キロワット時につき		
令和7年8月1日から令和7年8月31日までの期間	0.201	0.018
令和7年9月1日から令和7年9月30日までの期間	0.240	0.022
令和7年10月1日から令和7年10月31日までの期間	0.284	0.026

離島等供給特例承認申請書

経企第2号

2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 棚田 一也

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧〕」といい、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧〕」といい、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧〕の臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受けるお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

- (1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を差し引くことまたは加えることをいいます。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

燃料費調整とは、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)電力量料金において、燃料費等調整額を加えることをいいます。

4 料 金

(1) 離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔低圧〕15(定額電灯)(4)もしくは離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(1)ニ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(1)ハ、離島約款〔低圧〕24(臨時電力)(3)イもしくは離島約款〔低圧〕25(農事用電力)(2)ニ(イ)の料金または離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕16(従量電灯)(3)ホ、離島約款〔低圧〕17(時間帯別電灯)(5)、離島約款〔低圧〕18(高負荷率電灯)(5)、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(2)ハ、離島約款〔低圧〕19(臨時電灯)(3)ロ、離島約款〔低圧〕20(公衆街路灯)(2)ニ、離島約款〔低圧〕22(低圧電力Ⅱ)(3)、離島約款〔低圧〕23(低圧季節別時間帯別電力)(4)、離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(1)ニもしくは離島約款〔低圧〕26(ホワイトプラン電力[24時間通電型])(2)ニの電力量料金は、離島約款〔低圧〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1(燃料費調整額の算定)(4)ロ(ニ)により算定される場合は、別表1(燃料費調整額の算定)(5)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

(2) 離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合

2(適用期間)に定める適用期間における、離島約款〔高圧〕15(業務用電力)(5)、離島約款〔高圧〕16(業務用季節別時間帯別電力)(5)、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕17(高圧電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(1)ホ、離島約款〔高圧〕18(季節別時間帯別電力)(2)ニ、離島約款〔高圧〕19(臨時電力)(3)、離島約款〔高圧〕20(自家発補給電力A)(3)、離島約款〔高圧〕21(自家発補給電力B)(3)もしくは離島約款〔高圧〕22(予備電力)(3)の電力量料金は、離島約款〔高圧〕に定める燃料費等調整によらず、別表2(燃料費等調整額の算定)(6)によって算定された燃料費等調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものといたします。

別 表（燃料費等調整）

1 燃料費調整額の算定

離島約款〔低圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費調整額は次のとおり算定いたします。

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの基準燃料価格は、79,800円といたします。

(3) 調整上限燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの調整上限燃料価格は、119,700円といたします。

(4) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力の場合

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、調整上限燃料価格以下の場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が調整上限燃料価格を上回る場合
平均燃料価格は、調整上限燃料価格といたします。

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{調整上限燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

b a以外の場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\frac{\text{基準燃料費}}{\text{調整単価}} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(6)の基準単価}}{1,000}$$

(d) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、bおよびcの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費

調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格の場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - (ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭	7円77銭
	10ワットをこえ20ワット までの1灯につき	15円54銭	18円64銭	15円54銭
	20ワットをこえ40ワット までの1灯につき	31円07銭	37円29銭	31円07銭
	40ワットをこえ60ワット までの1灯につき	46円61銭	55円93銭	46円61銭
	60ワットをこえ100ワット までの1灯につき	77円68銭	93円22銭	77円68銭
	100ワットをこえる1灯につ き100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭	77円68銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	23円20銭	27円84銭	23円20銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	46円40銭	55円68銭	46円40銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき100ボルトアン ペアまでごとに	46円40銭	55円68銭	46円40銭

(b) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間
総容量が50ボルトアンペアま での場合	63銭	75銭	63銭
総容量が50ボルトアンペアをこ え100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭	1円25銭
総容量が100ボルトアンペアをこ え500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭	1円25銭
総容量が500ボルトアンペア をこえ1キロボルトアンペア までの場合	12円52銭	15円02銭	12円52銭
総容量が1キロボルトアンペア をこえ3キロボルトアンペアま での場合1キロボルトアンペアま でごとに	12円52銭	15円02銭	12円52銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円90銭	6円58銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭	13円16銭

(d) 農事用電力B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円84銭	14円21銭	11円84銭
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭	23円68銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間
1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭	2円00銭

(5) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力B

燃料費調整額は、(4)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適

用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(4)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(6) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6円40銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアまでごとに	3円82銭8厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭2厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	10銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	10銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	1円03銭3厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円03銭3厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円08銭6厘
-----------------	---------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円95銭4厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	16銭5厘
------------	-------

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(4)によって算定された燃料費調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

2 燃料費等調整額の算定

離島約款〔高圧〕にもとづき電気の供給を受ける場合の燃料費等調整額は、次のとおり算定いたします。

(1) 燃料費調整単価の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0415$$

$$\beta = 0.0745$$

$$\gamma = 1.2499$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準燃料単価

基準燃料単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	15銭7厘
------------	-------

ハ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,800\text{円}) \times \frac{\text{ロの基準燃料単価}}{1,000}$$

(2) 市場価格調整単価の算定

イ 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。

なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、少数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	14銭9厘
------------	-------

ハ 市場価格調整単価

市場価格調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 8\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 32\text{円}00\text{銭}) \times \text{ロの基準市場単価}$$

(ハ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は零といたします。

(3) 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年8月1日 から2025年8月 31日までの期間	2025年9月1日 から2025年9月 30日までの期間	2025年10月1日 から2025年10月 31日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭	1円00銭

(4) 燃料費等調整単価の算定

燃料費等調整単価は、次の算式により算定した値といたします。

$$\text{燃料費等調整単価} = \text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(5) 燃料費等調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する次の燃料費等調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月21日から 2025年8月20日までの期間	2025年8月1日から 2025年8月31日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月21日から 2025年9月20日までの期間	2025年9月1日から 2025年9月30日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月21日から 2025年10月20日までの期間	2025年10月1日から 2025年10月31日までの期間

(6) 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その1月の使用電力量に(4)によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(7) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)によって算定した燃料費調整単価、(2)により算定した市場価格調整単価および(4)により算定した燃料費等調整単価を、インターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

別 添

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があるため、承認を申請する次第であります。

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2025 年 7 月の検 針日から 2025 年 8 月の検針日の 前日までの期間	2025 年 8 月の検 針日から 2025 年 9 月の検針日の 前日までの期間	2025 年 9 月の検 針日から 2025 年 10 月の検針日の 前日までの期間
		(a)	(b)	(c)
1 キロワット時 につき	離島約款 [低 圧] にもとづき 電気の供給を 受ける場合	2 円 0 0 銭	2 円 4 0 銭	2 円 0 0 銭
	離島約款 [高 圧] にもとづき 電気の供給を 受ける場合	1 円 0 0 銭	1 円 2 0 銭	1 円 0 0 銭

○定額制供給の場合

契約 種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10Wまで	1灯	3.884	7円77銭	9円32銭	7円77銭
		10Wをこえ 20Wまで	〃	7.768	15円54銭	18円64銭	15円54銭
		20Wをこえ 40Wまで	〃	15.536	31円07銭	37円29銭	31円07銭
		40Wをこえ 60Wまで	〃	23.304	46円61銭	55円93銭	46円61銭
		60Wをこえ 100Wまで	〃	38.840	77円68銭	93円22銭	77円68銭
		100Wをこえる 100Wまで ごとに	〃	38.840	77円68銭	93円22銭	77円68銭
	小型 機器	50VAまで	1機器	11.601	23円20銭	27円84銭	23円20銭
		50VAをこえ 100VAまで	〃	23.202	46円40銭	55円68銭	46円40銭
		100VAをこえる 100VAまで ごとに	〃	23.202	46円40銭	55円68銭	46円40銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年7月の 検針日から 2025年8月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2025年8月の 検針日から 2025年9月の 検針日の前日 までの期間 (※2)	2025年9月の 検針日から 2025年10月の 検針日の前日 までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
臨時電灯A		総容量が50VAまでの場合 1日につき	1契約	0.313	63銭	75銭	63銭
		総容量が50VAをこえ100VAまでの場合 1日につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭	1円25銭
		総容量が100VAをこえ500VAまでの場合 100VAまで ごとに1日 につき	〃	0.626	1円25銭	1円50銭	1円25銭
		総容量が500VAをこえ 1kVAまでの 場合1日に つき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭	12円52銭
		総容量が1kVAをこえ3kVA までの場合 1kVAまでごと に1日につき	〃	6.260	12円52銭	15円02銭	12円52銭
臨時電力		契約電力0.5kWの場合 1日につき	1契約	—	6円58銭 (※3)	7円90銭 (※3)	6円58銭 (※3)
		契約電力1kW 1日につき	1kW	6.579	13円16銭	15円79銭	13円16銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間 (※2)	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間 (※2)	2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間 (※2)
				(d)	(a)*(d)	(b)*(d)	(c)*(d)
農事用電力B		契約電力0.5 kWの場合 1日につき	1契約	—	11円84銭 (※3)	14円21銭 (※3)	11円84銭 (※3)
		契約電力1 kW 1日につき	1 kW	11.842	23円68銭	28円42銭	23円68銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以上

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で四捨五入し、別表1（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価、別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
a 定額制供給の場合 (a) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
10ワットまでの 1灯につき	7.77	0.71	9.32	0.85	7.77	0.71
10ワットをこえ 20ワットまでの 1灯につき	15.54	1.41	18.64	1.69	15.54	1.41

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82	37.29	3.39	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24	55.93	5.08	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06	93.22	8.47	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06	93.22	8.47	77.68	7.06
小型機器料金						
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11	27.84	2.53	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22	55.68	5.06	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	46.40	4.22	55.68	5.06	46.40	4.22

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(b) 臨時電灯 A						
1日につき						
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06	0.75	0.07	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11	1.50	0.14	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11	1.50	0.14	1.25	0.11
100ボルトアンペアまでごとに						
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14	15.02	1.37	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14	15.02	1.37	12.52	1.14
1キロボルトアンペアまでごとに						

区分および単位	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間		2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
(c) 臨時電力						
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60	7.90	0.72	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20	15.79	1.44	13.16	1.20
(d) 農事用電力B						
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.84	1.08	14.21	1.29	11.84	1.08
契約電力1キロワット1日につき	23.68	2.15	28.42	2.58	23.68	2.15
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	2.00	0.18	2.40	0.22	2.00	0.18

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2025年8月1日から2025年8月31日までの期間		2025年9月1日から2025年9月30日までの期間		2025年10月1日から2025年10月31日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
1キロワット時につき	1.00	0.09	1.20	0.11	1.00	0.09

(3) 別表1 (燃料費調整額の算定) (6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭厘	円 銭厘
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10 ワットまでの1灯につき	0.641	0.058
10 ワットをこえ 20 ワットまでの1灯につき	1.282	0.117
20 ワットをこえ 40 ワットまでの1灯につき	2.563	0.233
40 ワットをこえ 60 ワットまでの1灯につき	3.846	0.350
60 ワットをこえ 100 ワットまでの1灯につき	6.409	0.583
100 ワットをこえる1灯につき 100 ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの1機器につき	1.914	0.174
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの1 機器につき	3.828	0.348
100 ボルトアンペアをこえる1機器につき 100 ボルトア ンペアまでごとに	3.828	0.348
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペア までの場合	0.103	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペア までの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペ アまでの場合	1.033	0.094
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアン ペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
(ハ) 臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1日につき	1.086	0.099
(ニ) 農事用電力 B		
契約電力 1 キロワット 1日につき	1.954	0.178
ロ 従量制供給の場合		
1 キロワット時につき	0.165	0.015

(4) 別表2（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.157	円 銭厘 0.014

(5) 別表2（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場 単価	消費税等相当額
1キロワット時につき	円 銭厘 0.149	円 銭厘 0.014

離島等供給特例承認申請書

2025年6月11日

中国電力ネットワーク株式会社

離島等供給特例承認申請書

企 託 サ 第 7 号

2025 年 6 月 11 日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

広島市中区小町4番33号
中国電力ネットワーク株式会社

代表取締役社長 長谷川 宏之

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：2025年7月1日 実施期間：別紙に記載のとおりであります。

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（2025年3月14日届出。以下「離島約款〔高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、2025年7月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）(4)もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(1)ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(1)ハもしくは(2)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(2)ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(2)ロ(イ)もしくは(3)ニ(イ)、離島約款〔低圧用〕26 深夜電力(1)ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）(2)ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）(5)、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）(1)ホもしくは(2)ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）(3)ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）(5)、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）(5)、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）(3)ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）(1)ハ、(2)ロ(ロ)もしくは(3)ニ(ロ)、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）(4)、離島

約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款〔低圧用〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（1）ハもしくは（2）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（2）ロ、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）イ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（2）ロ（イ）もしくは（3）ニ（イ）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（1）ホの料金または離島約款〔低圧用〕16（従量電灯）（2）ホ、離島約款〔低圧用〕17（時間帯別電灯）（5）、離島約款〔低圧用〕18（ファミリータイム）（1）ホもしくは（2）ホ、離島約款〔低圧用〕19（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕20（公衆街路灯）（3）ハ、離島約款〔低圧用〕21（低圧高負荷契約）（5）、離島約款〔低圧用〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧用〕23（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧用〕24（農事用電力）（1）ハ、（2）ロ（ロ）もしくは（3）ニ（ロ）、離島約款〔低圧用〕25（低圧季節別時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧用〕26（深夜電力）（2）ニ、離島約款〔低圧用〕27（第2深夜電力）（4）、離島約款〔低圧用〕28（融雪用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧用〕16（業務用TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕17（業務用高負荷率電力）（5）、離島約款〔高圧用〕18（業務用高負荷率TOU）（6）、離島約款〔高圧用〕19（業務用ウィークエンド）（6）、離島約款〔高圧用〕20（高圧電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕21（高圧TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕22（高圧高負荷率電力）（1）ホもしくは（2）ニ、離島約款〔高圧用〕23（高圧高負荷率TOU）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕24（高圧ウィークエンド）（1）へもしくは（2）ホ、離島約款〔高圧用〕25（臨時電力）（4）、離島約款〔高圧用〕26（農事用電力）（3）、離島約款〔高圧用〕27（自家発補給電力）（1）ハもしくは（2）ハもしくは離島約款〔高圧用〕28（予備電力）（3）の電力量料金は、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）a から c または別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（ロ）a から c により算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）（3）によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ（イ）d または別表1（燃料費調整額の算定）（2）ロ

(ロ) dにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 その他

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧用〕に定めるところによるものといたします。

別 表

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

イ 低圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0992$$

$$\gamma = 1.1994$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力および農事用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、120,500 円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 120,500 円を上回る場合

平均燃料価格は、120,500 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (120,500 \text{ 円} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

b 低圧で供給を受ける場合で、時間帯別電灯、ファミリータイム、低圧高負荷契約、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、第 2 深夜電力および融雪用電力

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (80,300 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

c 高圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,900 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 41,900 円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 41,900 \text{ 円}) \times \frac{\text{別表 2 (基準単価) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2025年3月1日から 2025年5月31日までの期間	2025年7月の検針日から 2025年8月の検針日の前日までの期間
2025年4月1日から 2025年6月30日までの期間	2025年8月の検針日から 2025年9月の検針日の前日までの期間
2025年5月1日から 2025年7月31日までの期間	2025年9月の検針日から 2025年10月の検針日の前日までの期間

b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、低圧で供給を受ける場合で、臨時電灯、臨時電力、農事用電力Bおよび農事用電力Cで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とするときは、aにいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 高圧で供給を受ける場合で、契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（当該お客さまに係る自家発補給電力および予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を下回る場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 + e に定める特別措置の燃料費調整単価

b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円の場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 - 基準燃料費調整単価

d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 80,300 円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価 = 基準燃料費調整単価 - e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 定額制供給の場合

i 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ 20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ 40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ 60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ 100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる 1灯につき	38円84銭	46円61銭
	50ワットまでごとに		
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの 1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる 1機器につき 50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭	27円84銭

ii 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
総容量が 50ボルトアンペアまでの場合	63 銭	75 銭
総容量が 50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合 100ボルトアンペアまでごとに	1 円 25 銭	1 円 50 銭
総容量が 500ボルトアンペアをこえ 1キロボルトアンペアまでの場合	12 円 52 銭	15 円 02 銭
総容量が 1キロボルトアンペアをこえ 3キロボルトアンペアまでの場合 1ボルトアンペアまでごとに	12 円 52 銭	15 円 02 銭

iii 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円90銭

iv 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	3円29銭	3円95銭
契約電力1キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円89銭
契約電力2キロワットの場合 1日につき	13円16銭	15円79銭
契約電力3キロワットの場合 1日につき	19円73銭	23円68銭
契約電力4キロワットの場合 1日につき	26円31銭	31円57銭
契約電力5キロワットの場合 1日につき	32円89銭	39円47銭

v 農事用電力C（育苗・栽培需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
契約電力1キロワット1日につき	23円68銭	28円42銭
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	11円84銭	14円21銭

vi 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1契約につき	200円00銭	240円00銭

(b) 従量制供給の場合

i 従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025 年 7 月の検針日 から 2025 年 8 月の 検針日の前日までの 期間および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日 の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日 から 2025 年 9 月の 検針日の前日までの 期間
最低 料金	1 契約につき 最初の 15 キロワット時 まで	30 円 00 銭	36 円 00 銭
電力量 料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭

ii i 以外

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2025 年 7 月の検針日 から 2025 年 8 月の 検針日の前日までの 期間および 2025 年 9 月の検針日から 2025 年 10 月の検針日 の前日までの期間	2025 年 8 月の検針日 から 2025 年 9 月の 検針日の前日までの 期間
	1 キロワット時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋eに定める特別措置の燃料費調整単価
- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円の場合
燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価
- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝eに定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,900円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－eに定める特別措置の燃料費調整単価
- e 特別措置の燃料費調整単価
特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	2025年7月の検針日から2025年8月の検針日の前日までの期間および2025年9月の検針日から2025年10月の検針日の前日までの期間	2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力B、農事用電力Cおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bのお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10 ワットまでの 1 灯につき	82 銭 5 厘
	10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	1 円 64 銭 9 厘
	20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	3 円 29 銭 8 厘
	40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	4 円 94 銭 8 厘
	60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	8 円 24 銭 6 厘
	100 ワットをこえる 1 灯につき 50 ワットまでごとに	4 円 12 銭 3 厘
小 型 機 器	50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	2 円 46 銭 3 厘
	50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	4 円 92 銭 6 厘
	100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	2 円 46 銭 3 厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	13 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	13 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 32 銭 9 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 ボルトアンペアまでごとに	1 円 32 銭 9 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円39銭7厘
-----------------	---------

ニ 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日	34銭	69銭	1円39銭	2円09銭	2円79銭	3円49銭
につき	9厘	9厘	7厘	4厘	3厘	1厘

ホ 農事用電力C（育苗・栽培需要）

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	2円51銭5厘
-----------------	---------

ヘ 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	21円23銭0厘
--------	----------

(2) 従量制供給の場合

イ 低圧で供給を受ける場合で、従量電灯A、臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき 最初の15キロワット時まで	3円18銭5厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	21銭2厘

- ロ 低圧で供給を受ける場合で、イ以外
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 2 厘
-------------	----------

- ハ 高圧で供給を受ける場合
基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	17 銭 7 厘
-------------	----------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表 1（燃料費調整額の算定）（1）の各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および別表 1（燃料費調整額の算定）（2）によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

以 上

電気事業法施行規則第 32 条の 規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による 離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、2025年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

このたび、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される2025年8月分および2025年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、2025年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

○従量制供給の場合

		特別措置の燃料費調整単価	
		2025年 8月分および10月分 (a)	2025年 9月分 (b)
1キロワット時 につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭
	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の 燃料費調整単価(※2)	
					2025年 8月分および 10月分	2025年 9月分
					(c)	(a)*(c)
定額電灯 および 公衆街路灯A	電灯	10W まで	1 灯	3.884	7円77銭	9円32銭
		10W 超過 20W まで	1 灯	7.768	15円54銭	18円64銭
		20W 超過 40W まで	1 灯	15.536	31円07銭	37円29銭
		40W 超過 60W まで	1 灯	23.304	46円61銭	55円93銭
		60W 超過 100W まで	1 灯	38.840	77円68銭	93円22銭
		100W 超過 50W までごとに	1 灯	19.420	38円84銭	46円61銭
	小型 機器	50VA まで	1 機器	11.601	23円20銭	27円84銭
		50VA 超過 100VA まで	1 機器	23.202	46円40銭	55円68銭
		100VA 超過 50VA までごとに	1 機器	11.601	23円20銭	27円84銭

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	特別措置の燃料費調整単価(※2)	
				2025年 8月分および 10月分	2025年 9月分
				(c)	(a)*(c)
臨時電灯A	50VA まで1日につき	1契約	0.313	63 銭	75 銭
	50VA 超過 100VA まで 1日につき	1契約	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	100VA 超過 500VA まで 100VA までごとに 1日につき	1契約	0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	500VA 超過 1kVA まで 1日につき	1契約	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
	1kVA 超過 3kVA まで 1kVA までごとに 1日につき	1契約	6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力	1kW 1日につき	1契約	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	0.5kW の場合 1日につき	1契約	—	6 円 58 銭 (※3)	7 円 90 銭 (※3)
農事用電力B (脱穀調整需要)	0.5kW 1日につき	1契約	1.6445	3 円 29 銭	3 円 95 銭
	1kW 1日につき	1契約	3.289	6 円 58 銭	7 円 89 銭
	2kW 1日につき	1契約	6.578	13 円 16 銭	15 円 79 銭
	3kW 1日につき	1契約	9.867	19 円 73 銭	23 円 68 銭
	4kW 1日につき	1契約	13.156	26 円 31 銭	31 円 57 銭
	5kW 1日につき	1契約	16.445	32 円 89 銭	39 円 47 銭
農事用電力C (育苗・栽培需要)	1kW 1日につき	1契約	11.842	23 円 68 銭	28 円 42 銭
	0.5kW の場合 1日につき	1契約	—	11 円 84 銭 (※3)	14 円 21 銭 (※3)
深夜電力A	1月につき	1契約	100.000	200 円 00 銭	240 円 00 銭
従量電灯A、 臨時電灯Bおよび 公衆街路灯B	最初の15kWh まで	1契約	15.000	30 円 00 銭	36 円 00 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

2025年6月11日
中国電力ネットワーク株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび、電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ	12.52	1.14
1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が1キロボルトアンペアをこえ	12.52	1.14
3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6.58	0.60
農事用電力B（脱穀調整需要）		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3.29	0.30
契約電力1キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
契約電力2キロワットの場合1日につき	13.16	1.20
契約電力3キロワットの場合1日につき	19.73	1.79
契約電力4キロワットの場合1日につき	26.31	2.39
契約電力5キロワットの場合1日につき	32.89	2.99
農事用電力C（育苗・栽培需要）		
契約電力1キロワット1日につき	23.68	2.15
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	11.84	1.08
深夜電力A		
1 契約につき	200.00	18.18

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	30.00	2.73
上記をこえる 1 キロワット時につき 上記以外	2.00	0.18
1 キロワット時につき	2.00	0.18
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.00	0.09

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
2（適用期間）に定める適用期間のうち2025年8月の検針日から2025年9月の検針日の前日までの期間		
低圧で供給を受ける場合		
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき	46.61	4.24
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ	55.68	5.06
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアまでごとに		

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ 100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ 500ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
100ボルトアンペアまでごとに 総容量が500ボルトアンペアをこえ	15.02	1.37
1 キロボルトアンペアまでの場合 総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	15.02	1.37
3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	15.79	1.44
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	7.90	0.72
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	3.95	0.36
契約電力 1 キロワットの場合 1 日につき	7.89	0.72
契約電力 2 キロワットの場合 1 日につき	15.79	1.44
契約電力 3 キロワットの場合 1 日につき	23.68	2.15
契約電力 4 キロワットの場合 1 日につき	31.57	2.87
契約電力 5 キロワットの場合 1 日につき	39.47	3.59
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	28.42	2.58
契約電力0.5キロワットの場合 1 日につき	14.21	1.29
深夜電力 A		
1 契約につき	240.00	21.82

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで 電力量料金	36.00	3.27
上記をこえる1キロワット時につき	2.40	0.22
上記以外		
1 キロワット時につき	2.40	0.22
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	1.20	0.11

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
定額制供給の場合		
定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.825	0.075
10ワットをこえ20ワットまでの 1灯につき	1.649	0.150
20ワットをこえ40ワットまでの 1灯につき	3.298	0.300
40ワットをこえ60ワットまでの 1灯につき	4.948	0.450
60ワットをこえ100ワットまでの 1灯につき	8.246	0.750
100ワットをこえる1灯につき	4.123	0.375
50ワットまでごとに		
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	2.463	0.224
50ボルトアンペアをこえ	4.926	0.448
100ボルトアンペアまでの1機器につき		
100ボルトアンペアをこえる1機器 につき50ボルトアンペアまでごとに	2.463	0.224

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
臨時電灯 A		
1 日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.066	0.006
総容量が50ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
100ボルトアンペアまでの場合		
総容量が100ボルトアンペアをこえ	0.133	0.012
500ボルトアンペアまでの場合		
100ボルトアンペアまでごとに		
総容量が500ボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
1 キロボルトアンペアまでの場合		
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ	1.329	0.121
3 キロボルトアンペアまでの場合		
1 キロボルトアンペアまでごとに		
臨時電力		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	1.397	0.127
農事用電力 B (脱穀調整需要)		
1 日につき		
契約電力		
0.5キロワット	0.349	0.032
1 キロワット	0.699	0.064
2 キロワット	1.397	0.127
3 キロワット	2.094	0.190
4 キロワット	2.793	0.254
5 キロワット	3.491	0.317
農事用電力 C (育苗・栽培需要)		
契約電力 1 キロワット 1 日につき	2.515	0.229
深夜電力 A		
1 契約につき	21.230	1.930

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
従量制供給の場合		
低圧で供給を受ける場合で、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B		
最低料金		
1 契約につき最初の15キロワット時まで	3.185	0.290
電力量料金		
上記をこえる 1 キロワット時につき	0.212	0.019
低圧で供給を受ける場合で、上記以外		
1 キロワット時につき	0.212	0.019
高圧で供給を受ける場合		
1 キロワット時につき	0.177	0.016

離島等供給特例承認申請書

契託制第2号
2025年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
九州電力送配電株式会社
代表取締役社長 今村 弘

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により，次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	2025年7月1日から2025年10月末日

離島等供給約款以外の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限り。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)ロ(4)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)ロ、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低圧電力）(5)、22（低圧季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)ロ、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)ロ(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高圧用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力のお客

さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

(1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定額電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金, 16 (従量電灯) (1)ニ, 19 (臨時電灯) (1)ハ, 23 (臨時電力) (3)イ, 24 (農事用電力) (2)ロ(イ), 附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ, 16 (従量電灯) (3)ホ, 17 (季時別電灯) (5), 18 (高負荷率型電灯) (5), 19 (臨時電灯) (2)ハ, 19 (臨時電灯) (3)ロ, 20 (公衆街路灯) (2)ニ, 21 (低圧電力) (5), 22 (低圧季時別電力) (4), 23 (臨時電力) (3)ロ, 24 (農事用電力) (1)ハ, 24 (農事用電力) (2)ロ(ロ), 25 (深夜電力 [防霜用]) (4), 附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5), 附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ, 附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) a, bまたはcにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ) dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(2) 高圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [高圧・特別高圧用] にお

ける15（業務用電力）(5)，16（業務用電力Ⅰ）(3)，17（産業用電力）(5)，18（産業用電力Ⅰ）(3)，19（臨時電力）(3)，20（臨時電力Ⅰ）(3)，21（かんがい排水用電力）(5)，22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ，23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハもしくは(2)ハ，24（予備電力）(3)，附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)，附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は，離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) a， bまたはcにより算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(ロ) dにより算定される場合は，別表1（燃料費調整額の算定）(3)ロによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

5 そ の 他

その他の事項については，離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものとしたします。

別 表 燃 料 費 調 整

別表 燃料費調整

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

イ 低圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された

値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場

合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- b 低圧で供給を受ける場合で、a以外のとき

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{別表2(基準単価)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、cおよびdの場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から 令和7年5月31日までの期間	令和7年7月の検針日から 令和7年8月の検針日の前日 までの期間
令和7年4月1日から 令和7年6月30日までの期間	令和7年8月の検針日から 令和7年9月の検針日の前日 までの期間
令和7年5月1日から 令和7年7月31日までの期間	令和7年9月の検針日から 令和7年10月の検針日の前日 までの期間

- b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、aにいう検針日は、応当日といたします。

- c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整

単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう検針日は、計量日としたします。

- d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力，自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものとしたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日としたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{基準燃料費調整単価} + \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価}$$

- c 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = \text{eに定める特別措置の燃料費調整単価} - \text{基準燃料費調整単価}$$

- d 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、eに定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃 料 費 = 基準燃料費調整単価－
調整単価

e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77円68銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23円20銭

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6 3 銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1 円 2 5 銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1 円 2 5 銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 2 円 5 2 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 2 円 5 2 銭

(iii) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 3 円 1 6 銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6 円 5 8 銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 銭 3.29	円 銭 6.58	円 銭 13.16	円 銭 19.74	円 銭 26.32	円 銭 32.89

(v) 深 夜 電 力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	2 0 0 円 0 0 銭
-------------	---------------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2 円 0 0 銭
-------------	-----------

(b) 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	27円84銭

(ii) 臨時電灯A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量(入力)によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15円02銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	15円79銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7円90銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 3.95	円 銭 7.89	円 銭 15.79	円 銭 23.68	円 銭 31.58	円 銭 39.47

(v) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき	240円00銭
--------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	2円40銭
------------	-------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = \text{基準燃料費調整単価} +$$

eに定める特別措置の燃料費調整単価

- b 1キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

燃 料 費
調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価
を下回る場合

燃 料 費
調整単価 = e に定める特別措置の燃料費調整単価 -

基準燃料費調整単価

- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以
上となる場合

燃 料 費
調整単価 = 基準燃料費調整単価 -

e に定める特別措置の燃料費調整単価

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

- (a) 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日まで
の期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日
の前日までの期間

1 キロワット時につき	1 円 0 0 銭
-------------	-----------

- (b) 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日まで
の期間

1 キロワット時につき	1 円 2 0 銭
-------------	-----------

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(i) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A，臨時電力，農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

(1) 低圧で供給を受ける場合

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 銭 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 銭 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 銭 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 銭 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 銭 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 銭 3 厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 銭 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 銭 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 銭 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 銭 4 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	8 9 銭 8 厘
-----------------	-----------

(ニ) 農事用電力 B (脱穀調整需要)

基準単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 銭 厘 0.224	円 銭 厘 0.449	円 銭 厘 0.898	円 銭 厘 1.346	円 銭 厘 1.795	円 銭 厘 2.243

(ホ) 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	13円64銭0厘
---------	----------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	13銭6厘
-------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	9銭8厘
-------------	------

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

- 1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由
- 2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

1 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容にもとづく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款にもとづき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含みます。）を、令和7年9月分の電気に適用する燃料費調整単価から、低圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含みます。）を、高圧で供給を行なう場合は1キロワット時につき1.2円（消費税等相当額を含みます。）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書きの規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、承認を申請する次第であります。

以 上

2 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

(円)

		令和7年8月分および10月分 (a)	令和7年9月分 (b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.00	2.40
	高圧で供給を受ける場合	1.00	1.20

○定額制供給の場合

(kWh、円)

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh ^{※1}	令和7年8月分および10月分 ^{※2}	令和7年9月分 ^{※2}
				(c)	(a) × (c)	(b) × (c)
定額電灯および公衆街路灯A	電灯	10ワットまでの1灯につき	1灯	3.884	7.77	9.32
	電灯	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1灯	7.768	15.54	18.64
	電灯	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	1灯	15.536	31.07	37.29
	電灯	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	1灯	23.304	46.61	55.93
	電灯	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1灯	38.840	77.68	93.22
	電灯	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1灯	38.840	77.68	93.22
	小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	11.601	23.20	27.84
	小型機器	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	1機器	23.202	46.40	55.68
	小型機器	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1機器	11.601	23.20	27.84
臨時電灯A	電灯	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1日	0.313	0.63	0.75
	電灯	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1日	0.626	1.25	1.50
	電灯	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1日	0.626	1.25	1.50
	電灯	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1日	6.260	12.52	15.02
	電灯	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1日	6.260	12.52	15.02
臨時電力	動力	契約電力1キロワット1日につき	1日	6.579	13.16	15.79
	動力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき ^{※3}	1日	—	6.58	7.90
農事用電力B（脱穀調整需要）	動力	1日につき契約電力0.5キロワット	1日	1.645	3.29	3.95
	動力	1日につき契約電力1キロワット	1日	3.289	6.58	7.89
	動力	1日につき契約電力2キロワット	1日	6.579	13.16	15.79
	動力	1日につき契約電力3キロワット	1日	9.868	19.74	23.68
	動力	1日につき契約電力4キロワット	1日	13.158	26.32	31.58
	動力	1日につき契約電力5キロワット	1日	16.447	32.89	39.47
深夜電力A	動力	1契約につき	1契約	100.000	200.00	240.00

※1 みなしkWhは、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。
 具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書

当社は、この度、電気事業法第21条第2項ただし書の規定に基づき承認にかかる申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定に基づき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表1（燃料費調整額の算定）(2)ロ(イ)eおよび(ロ)eに定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
a 令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
ii 臨時電灯 A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20
契約電力0.5キロワット1日につき	6.58	0.60
iv 農事用電力B（脱穀調整需要）		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	3.29	0.30
契約電力1キロワット	6.58	0.60
契約電力2キロワット	13.16	1.20
契約電力3キロワット	19.74	1.79
契約電力4キロワット	26.32	2.39
契約電力5キロワット	32.89	2.99
v 深夜電力A		
1契約につき	200.00	18.18
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	2.00	0.18
高圧で供給する場合	1.00	0.09
b 令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間		
(a) 定額制供給の場合		
i 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円 銭	円 銭
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50 ボルトアンペアまでごとに	27.84	2.53
ii 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトア ンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルト アンペアまでの場合100ボルトアンペアまでご とに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボル トアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロ ボルトアンペアまでの場合1キロボルトアン ペアまでごとに	15.02	1.37
iii 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44
契約電力0.5キロワット1日につき	7.90	0.72
iv 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	3.95	0.36
契約電力1キロワット	7.89	0.72
契約電力2キロワット	15.79	1.44
契約電力3キロワット	23.68	2.15
契約電力4キロワット	31.58	2.87
契約電力5キロワット	39.47	3.59
v 深夜電力A		
1契約につき	240.00	21.82
(b) 従量制供給の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給する場合	2.40	0.22
高圧で供給する場合	1.20	0.11

(2) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円 銭 厘	円 銭 厘
低圧で供給する場合		
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	0.530	0.048
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3.179	0.289
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5.298	0.482
100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	5.298	0.482
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	1.583	0.144
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	3.165	0.288
100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボ ルトアンペアまでごとに	1.583	0.144
(ロ) 臨時電灯A		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.043	0.004
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアン ペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトア ンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	0.086	0.008
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルト アンペアまでの場合	0.854	0.078
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボ ルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペア までごとに	0.854	0.078
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	0.898	0.082
(ニ) 農事用電力B (脱穀調整需要)		
1日につき		
契約電力0.5キロワット	0.224	0.020
契約電力1キロワット	0.449	0.041
契約電力2キロワット	0.898	0.082
契約電力3キロワット	1.346	0.122
契約電力4キロワット	1.795	0.163
契約電力5キロワット	2.243	0.204
(ホ) 深夜電力A		
1契約につき	13.640	1.240
ロ 従量制供給の場合		
1キロワット時につき	0.136	0.012
高圧で供給する場合		
1キロワット時につき	0.098	0.009

離島等供給特例承認申請書

令和7年6月11日

沖縄電力株式会社

離島等供給特例承認申請書

沖電送送企発第2号

令和7年6月11日

経済産業大臣 武藤 容治 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号

沖縄電力株式会社

代表取締役社長 本 永 浩 之
社長執行役員

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	実施期日：令和7年7月1日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別 紙

料金その他の供給条件の内容

1 適用範囲

この離島等給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款（沖電送送企発第 13 号令和 7 年 3 月 14 日届出。以下「離島約款」といいます。ただし、当該離島約款が届出により変更された場合は、変更後の離島約款をいいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2 適用期間

- (1) 適用期間は、令和 7 年 7 月の検針日から令和 7 年 10 月の検針日の前日までといたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款の臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。

3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（臨時電力）(3)ロ、離島約款 29（農事用電力）(3)、離島約款 30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款 31（予備電力）(3)、離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離

島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4 料 金

2（適用期間）に定める適用期間における、離島約款 15（定額電灯）(4)もしくは離島約款 20（公衆街路灯）(1)ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 16（従量電灯）(4)、離島約款 19（臨時電灯）(1)ハ、離島約款 19（臨時電灯）(2)ロ、離島約款 20（公衆街路灯）(2)ロもしくは離島約款 28（臨時電力）(3)イの料金または離島約款 17（時間帯別電灯）(4)、離島約款 18（Ee らいふ）(4)、離島約款 21（業務用電力）(5)、離島約款 22（業務用電力Ⅱ型）(3)、離島約款 23（業務用季節別時間帯別電力）(4)、離島約款 24（業務用ウィークエンド電力）(4)、離島約款 25（低圧電力）(5)、離島約款 26（高圧電力）(1)ホ、離島約款 26（高圧電力）(2)ニ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(3)ハ、離島約款 27（季節別時間帯別電力）(4)ハ、離島約款 28（臨時電力）(3)ロ、離島約款 29（農事用電力）(3)、離島約款 30（自家発補給電力）(1)ハ、離島約款 30（自家発補給電力）(2)ハ、離島約款 31（予備電力）(3)、離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(1)ニもしくは離島約款附則 9（深夜電力についての特別措置）(2)ニの電力量料金は、離島約款に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(イ)、(ロ)または(ハ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

5 そ の 他

その他の事項については、離島約款に定めるところによるものといたします。

別表（燃料費調整）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに a または b の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

a 定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，業務用電力，低圧電力，高圧電力，臨時電力，農事用電力および自家発補給電力の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下のとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回るとき
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

b a 以外の場合（予備電力の適用を受ける場合は予備電力を含みます。）

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回るとき

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b および c の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年3月1日から令和7年5月31日までの期間	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間
令和7年4月1日から令和7年6月30日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
令和7年5月1日から令和7年7月31日までの期間	令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間

- b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。
- c 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価
- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を下回る場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円の場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合
燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価
- (ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が81,500円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合
燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価
- (ホ) 特別措置の燃料費調整単価
- a 定額制供給の場合
- (a) 定額電灯および公衆街路灯A
特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	7円77銭	9円32銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15円54銭	18円64銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31円07銭	37円29銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46円61銭	55円93銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77円68銭	93円22銭
	100ワットをこえる1灯につき 100ワットまでごとに	77円68銭	93円22銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	23円20銭	27円84銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46円40銭	55円68銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	46円40銭	55円68銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	63銭	75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1円25銭	1円50銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1円25銭	1円50銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12円52銭	15円02銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12円52銭	15円02銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合 1日につき	6円58銭	7円90銭
契約電力1キロワット1日につき	13円16銭	15円79銭

b 従量制供給の場合

(a) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	20円00銭	24円00銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	2円00銭	2円40銭

(b) (a)以外の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

		令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間	令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2円00銭	2円40銭
	高圧で供給を受ける場合	1円00銭	1円20銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は，(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

(1) 定額制供給の場合

イ 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	8 銭 6 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	17 銭 1 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	17 銭 1 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペア までの場合	1 円 70 銭 7 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペア までの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 70 銭 7 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 79 銭 5 厘
---------------------	--------------

(2) 従量制供給の場合

イ 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は、次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	2 円 72 銭 8 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 銭 3 厘

ロ イ以外の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	27 銭 3 厘
	高圧で供給を受ける場合	26 銭 3 厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。

電気事業法施行規則第 32 条の規定に基づく添付書類

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

離島等供給約款以外の供給条件による
離島等供給を必要とする理由

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、離島等供給約款に基づき算定される令和7年8月分および令和7年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.0円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.0円（消費税等相当額を含む）を、令和7年9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき2.4円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1.2円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		令和7年8月分および 10月分	令和7年9月分
		(a)	(b)
従量電灯 臨時電灯 B 公衆街路灯 B	1 契約につき最初の 10 キロ ワット時まで	20 円 00 銭	24 円 00 銭
	上記を超える 1 キロワット 時につき	2 円 00 銭	2 円 40 銭
上記以外の場合 1 キロワット時に つき	低圧で供給を受ける場合	2 円 00 銭	2 円 40 銭
	高圧で供給を受ける場合	1 円 00 銭	1 円 20 銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月分お よび10月分(※2)	令和7年9月分 (※2)
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯 公衆街路灯 A	電 灯	10 ワットまで	1 灯	3.884	7 円 77 銭	9 円 32 銭
		10 ワットをこえ 20 ワットまで		7.768	15 円 54 銭	18 円 64 銭
		20 ワットをこえ 40 ワットまで		15.536	31 円 07 銭	37 円 29 銭
		40 ワットをこえ 60 ワットまで		23.304	46 円 61 銭	55 円 93 銭
		60 ワットをこえ 100 ワットまで		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
		100 ワットをこえ100 ワットまでごとに		38.840	77 円 68 銭	93 円 22 銭
	小 型 機 器	50 ボルトアンペ アまで	1 機器	11.601	23 円 20 銭	27 円 84 銭
50 ボルトアンペ アをこえ 100 ボル トアンペアまで		23.202		46 円 40 銭	55 円 68 銭	
100 ボルトアンペ アをこえ100ボルト アンペアまでごとに		23.202		46 円 40 銭	55 円 68 銭	

契約種別	範囲	単位	みなし kWh (※1)	令和7年8月分および10月分 (※2)	令和7年9月分 (※2)
			(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A	総容量が 50 ボルトアンペアまでの 1 日につき	1 契約	0.313	63 銭	75 銭
	総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 日につき		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに 1 日につき		0.626	1 円 25 銭	1 円 50 銭
	総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの 1 日につき		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
	総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに 1 日につき		6.260	12 円 52 銭	15 円 02 銭
臨時電力	0.5 キロワットの場合 1 日につき	1 契約	—	(※3) 6 円 58 銭	(※3) 7 円 90 銭
	1 キロワット 1 日につき	1 kW	6.579	13 円 16 銭	15 円 79 銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1 kW の場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

以 上

令和7年6月11日
沖縄電力株式会社

**消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
(離島等供給約款以外の供給条件)**

当社は、このたび電気事業法第21条第2項ただし書の規定にもとづき申請を行なった離島等供給約款以外の供給条件（令和7年7月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間適用）において、消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価を設定することといたしましたので、電気事業法施行規則第36条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお、請求の方法については、従前のとおりでございます。

また、別表1（燃料費調整額の算定）に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第3位で、別表2（基準単価）に定める基準単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第4位で四捨五入しております。

(1) 別表（燃料費調整） 1 (2)ロ(ホ)に定める令和7年7月の検針日から令和7年8月の検針日の前日までの期間および令和7年9月の検針日から令和7年10月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	7.77	0.71
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	15.54	1.41
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	31.07	2.82
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	46.61	4.24
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	77.68	7.06
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	77.68	7.06
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	23.20	2.11
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	46.40	4.22
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.25	0.11
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.25	0.11
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	12.52	1.14
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	12.52	1.14
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	6.58	0.60
契約電力1キロワット1日につき	13.16	1.20

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合	円	円
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	20.00	1.82
電力量料金 上記をこえる1キロワット時につき	2.00	0.18
(ロ) (イ)以外の場合 1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.00	0.18
高圧で供給を受ける場合	1.00	0.09

(2) 別表（燃料費調整） 1 (2) ロ (ホ) に定める令和7年8月の検針日から令和7年9月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用となる特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
	円	円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A		
電灯		
10ワットまでの1灯につき	9.32	0.85
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	18.64	1.69
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	37.29	3.39
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	55.93	5.08
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	93.22	8.47
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	93.22	8.47
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	27.84	2.53
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアをこえる1機器につき	55.68	5.06
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯 A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.75	0.07
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1.50	0.14
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1.50	0.14
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	15.02	1.37
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	15.02	1.37
(ハ) 臨時電力		
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	7.90	0.72
契約電力1キロワット1日につき	15.79	1.44

区分および単位	特別措置の 燃料費調整単価	消費税等相当額
ロ 従量制供給の場合	円	円
(イ) 従量電灯, 臨時電灯 B, 公衆街路灯 B 最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	24.00	2.18
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	2.40	0.22
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	2.40	0.22
高圧で供給を受ける場合	1.20	0.11

(3) 別表2 (基準単価) に定める基準単価

区分および単位	基準単価 円	消費税等相当額 円
イ 定額制供給の場合		
(イ) 定額電灯および公衆街路灯A 電灯		
10ワットまでの1灯につき	1.059	0.096
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2.119	0.193
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4.238	0.385
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6.357	0.578
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につ き	10.595	0.963
100ワットをこえる1灯につき100ワットま でごとに	10.595	0.963
小型機器		
50ボルトアンペアまでの1機器につき	3.165	0.288
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペ アまでの1機器につき	6.329	0.575
100ボルトアンペアをこえる1機器につ き	6.329	0.575
100ボルトアンペアまでごとに		
(ロ) 臨時電灯A		
1日につき		
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	0.086	0.008
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボル トアンペアまでの場合	0.171	0.016
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボ ルトアンペアまでの場合100ボルトアンペ アまでごとに	0.171	0.016
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロ ボルトアンペアまでの場合	1.707	0.155
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キ ロボルトアンペアまでの場合1キロボルト アンペアまでごとに	1.707	0.155
(ハ) 臨時電力		
契約電力1キロワット1日につき	1.795	0.163

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円	円
ロ 従量制供給の場合		
(イ) 従量電灯, 臨時電灯B, 公衆街路灯B		
最低料金		
1契約につき最初の10キロワット時まで	2.728	0.248
電力量料金		
上記をこえる1キロワット時につき	0.273	0.025
(ロ) (イ)以外の場合		
1キロワット時につき		
低圧で供給を受ける場合	0.273	0.025
高圧で供給を受ける場合	0.263	0.024

以 上

経済産業省

20250611資第11号
令和7年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

離島等供給約款以外の供給条件の承認について

電気事業法（昭和39年法律第170号）第66条の11第1項第8号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第21条第2項ただし書に規定する離島等供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

特別供給条件認可申請書

2025年6月9日

東邦瓦斯株式会社

特別供給条件認可申請書

東ガ営計第2025-28号

令和7年 6月 9日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

住所 名古屋市熱田区桜田町19番18号

氏名 東邦瓦斯株式会社

代表取締役社長 山崎 聡志

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により、次のとおり指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和7年8月1日から8月31日及び10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23.単位数料金の調整の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり8.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和7年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は23.単位数料金の調整の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり10.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. その他の事項については、指定旧供給区域等小売供給約款によるものとする。

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づき算定される令和7年8月及び10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき8.00円（税込）を、令和7年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき10.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定により、なおその効力を有するものとして読み替えて準用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第20条ただし書の規定により指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件を設定する必要がある、認可を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の以下の項目に記載の内容等を受けて表1の通り。

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

【表1】

	令和7年8月分及び10月分	令和7年9月分
1立方メートルにつき	8円 00銭	10円 00銭

経 済 産 業 省

20250609資第8号
令和7年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第5条の規定による改正前のガス事業法（昭和29年法律第51号）第47条の6第1項第3号の規定に基づき、別添の申請に係る指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について、貴委員会の意見を求めます。

最終保障供給特例承認申請書

2025年6月9日

東京ガスネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

504-2025:071
2025 年 6 月 9 日

経済産業大臣
武藤 容治 殿

東京都港区海岸一丁目 5 番 20 号
東京ガスネットワーク株式会社
代表取締役社長 沢田 聡

ガス事業法第 51 条第 2 項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和7年8月1日から8月31日及び10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり8.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和7年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は28の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり10.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月及び10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき8.00円（税込）を、令和7年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき10.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の以下の項目に記載の内容等を受けて表1の通り。

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

【表1】

	令和7年8月分及び10月分	令和7年9月分
1立方メートルにつき	8円 00銭	10円 00銭

最終保障供給特例承認申請書

2025年6月11日

大阪ガスネットワーク株式会社

最終保障供給特例承認申請書

NW-25-1006

2025年6月11日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

大阪府中央区平野町四丁目1番2号

大阪ガスネットワーク株式会社

代表取締役社長 村田 稔

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和7年8月1日から8月31日及び10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり8.02円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和7年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位料金又は24.の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金から、1立方メートル当たり10.07円（税込）を引き下げたものを、基準単位料金又は調整単位料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

※料金システム上、当社はLNG 価格やLPG 価格の入力値を調整することで値引き単価を調整するため、記載の金額から1立方メートル当たり0.01円値引き単価が小さくなる場合があります。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月及び10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき8.02円（税込）を、令和7年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき10.07円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の以下の項目に記載の内容等を受けて表1の通り。

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

【表1】

	令和7年8月分及び10月分	令和7年9月分
1立方メートルにつき	8円 02銭	10円 07銭

最終保障供給特例承認申請書

2025年6月9日

京葉ガス株式会社

様式第54（第76条関係）

最終保障供給特例承認申請書

2025年 6月 9日

経済産業大臣

武藤 容治 殿

住 所 千葉県市川市市川南二丁目8番8号

氏 名 京 葉 瓦 斯 株 式 会 社

代表取締役社長 江口 孝

ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙のとおり
実施の期日及び期間	別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別紙

料金その他の供給条件の内容並びに実施期日及び実施期間

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等に基づく都市ガス料金の支援措置の実施について、「電気・ガス料金負担軽減支援事業」によりガス料金引下げ原資の交付を受けることに伴い、契約年間使用量が1,000万立方メートル未満のお客さまのガス料金について、次の供給条件を適用するものとします。ただし、発電事業の用に供するガスの供給条件については、最終保障供給約款によるものとします。

1. 料金算定期間の末日が令和7年8月1日から8月31日及び10月1日から10月31日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は25の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり8.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
2. 料金算定期間の末日が令和7年9月1日から9月30日に属する料金算定期間においては、基準単位数料金又は25の規定により調整単位数料金を算定した場合は、その調整単位数料金から、1立方メートル当たり10.00円（税込）を引き下げたものを、基準単位数料金又は調整単位数料金とする。
3. その他の事項については、最終保障供給約款によるものとする。

最終保障供給以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

当社は、令和7年4月22日の石破内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気・ガス料金の支援措置の実施について、都市ガス料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

については、本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり、最終保障供給約款に基づき算定される令和7年8月及び10月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき8.00円（税込）を、令和7年9月の基準単位数料金又は調整単位数料金から1立方メートルにつき10.00円（税込）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、ガス事業法第51条第2項ただし書の規定により、最終保障供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

料金の算出の根拠に関する説明書

令和6年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」の以下の項目に記載の内容等を受けて表1の通り。

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第2節 物価高の克服

1. 足元の物価高に対するきめ細かい対応

【表1】

	令和7年8月分及び10月分	令和7年9月分
1立方メートルにつき	8円 00銭	10円 00銭

経 済 産 業 省

20250609資第1号
令和7年6月17日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について

ガス事業法第177条第1項第10号の規定に基づき、別添の申請に係る同法第51条第2項ただし書に規定する最終保障供給約款以外の供給条件の承認について、貴委員会の意見を求めます。

経 済 産 業 省

【電気・規制小売】

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年6月17日付け20250611資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた特定小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

【電気・最終保障】

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和7年6月17日付け20250611資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

【電気・離島供給】

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

離島等供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和7年6月17日付け20250611資第11号により貴職から当委員会に意見を求められた離島等供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。

経 済 産 業 省

【ガス・規制小売】

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可について（回答）

令和7年6月17日付け20250609資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた指定旧供給区域等小売供給約款以外の供給条件の認可については、認可することに異存はありません。

経 済 産 業 省

【ガス・最終保障】

電 委 第 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

最終保障供給約款以外の供給条件の承認について（回答）

令和7年6月17日付け20250609資第1号により貴職から当委員会に意見を求められた最終保障供給約款以外の供給条件の承認については、承認することに異存はありません。